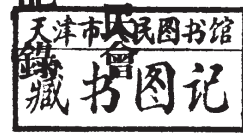
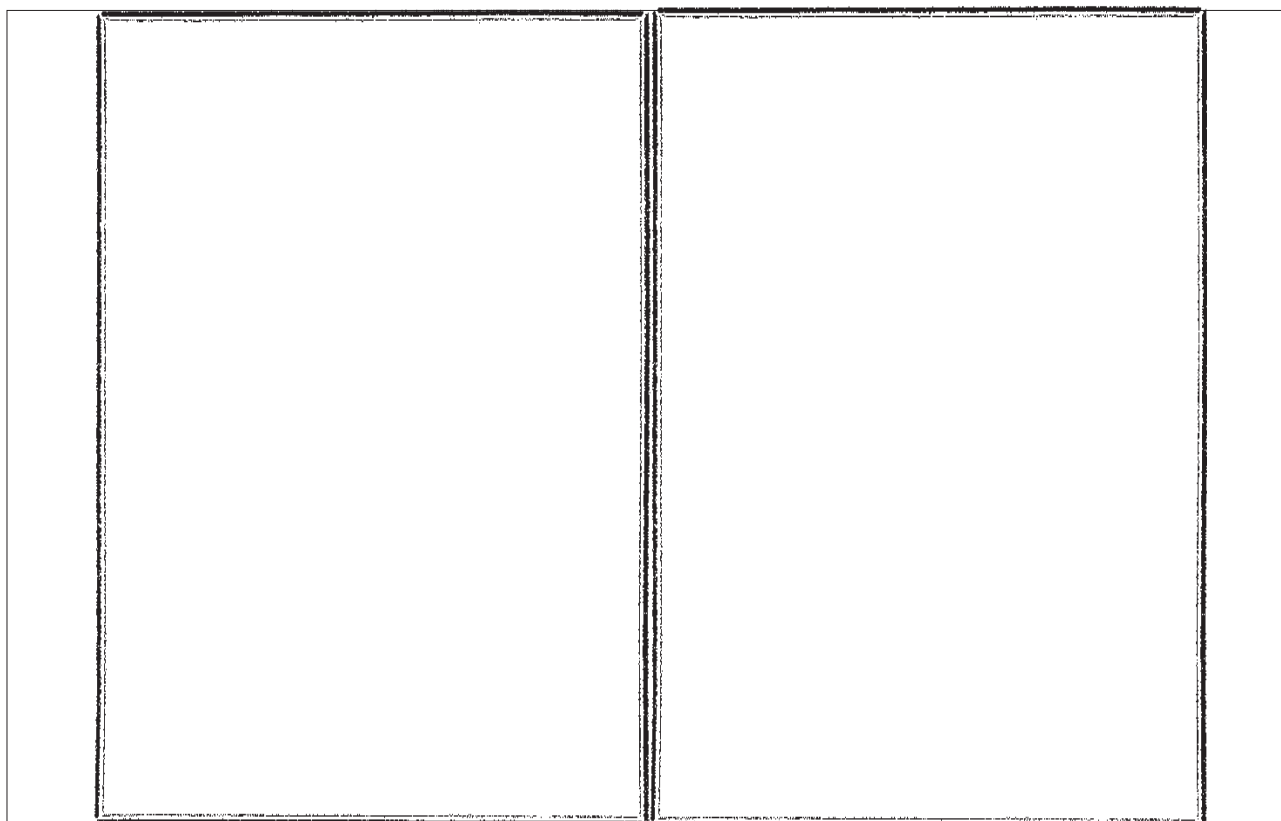
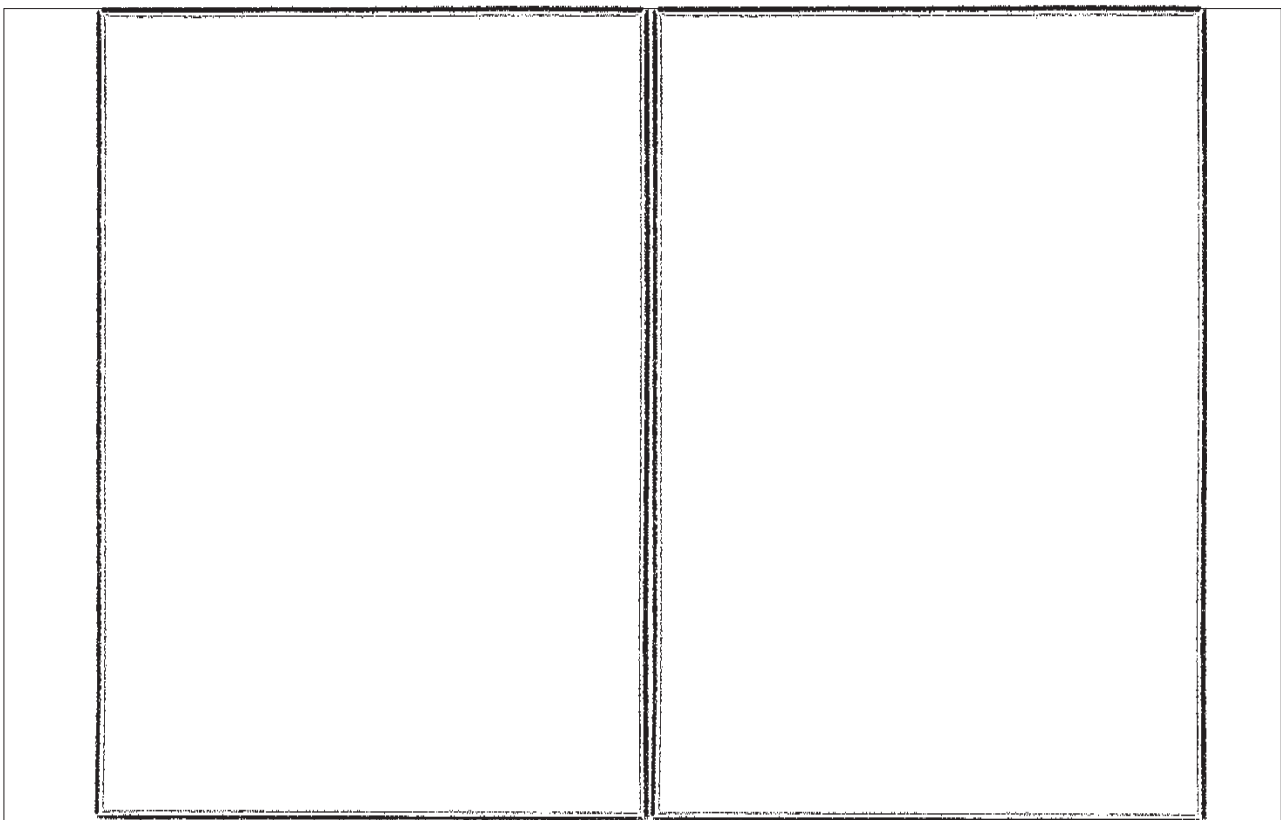


議事速記錄第五十三號

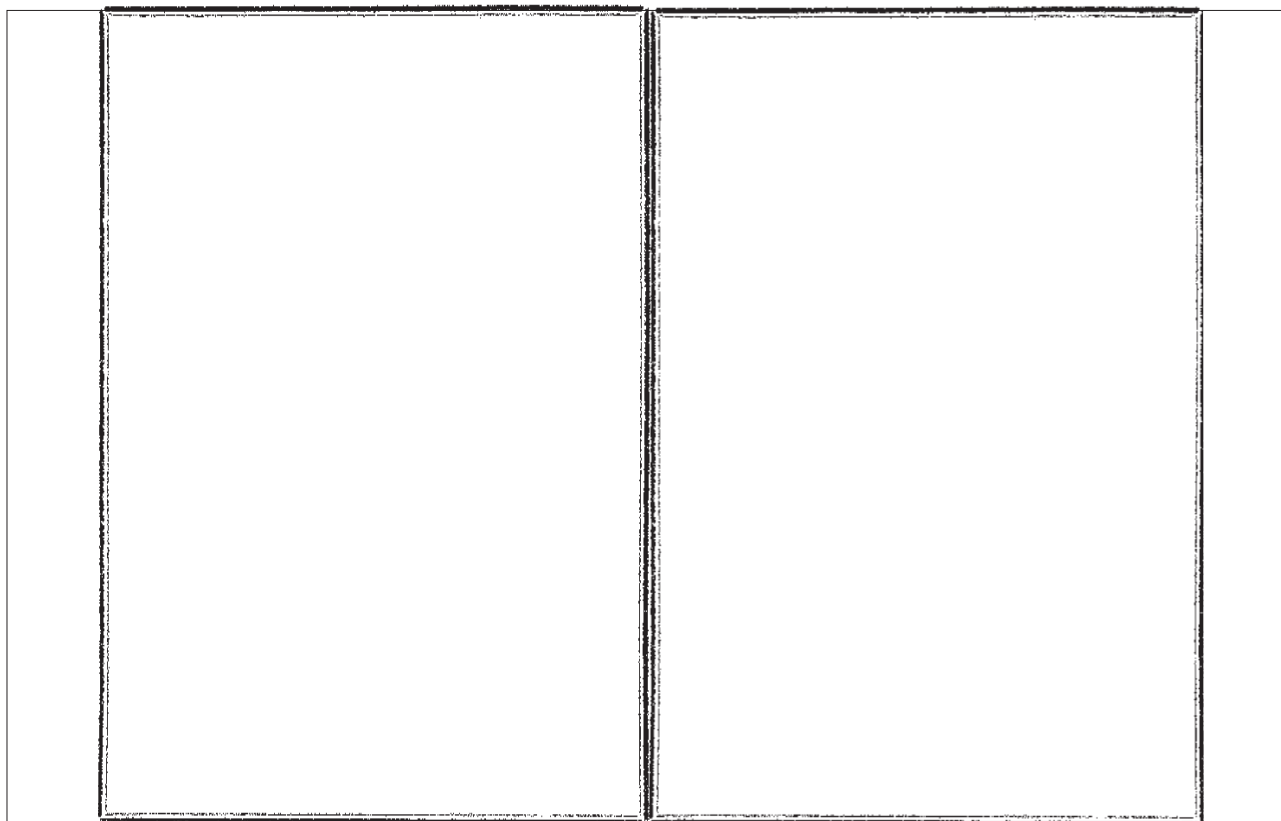
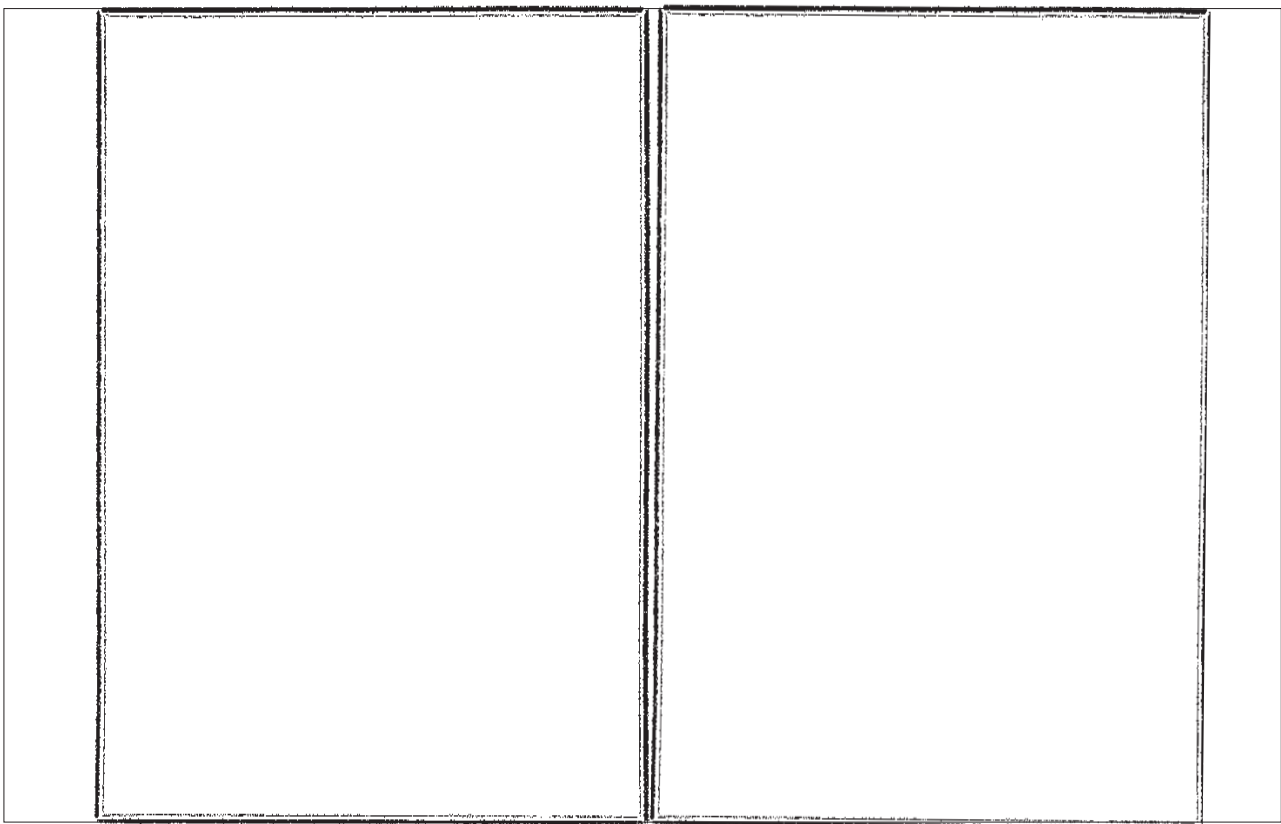
昭和九年第二十七次居留
通常會議事速記



天津居留民團



(2)		(1)	
		議 事 錄 目 次	
	第 一 日	第 一 日	(一)
	第 二 日	第 二 日	(四)
	一、民會議長選舉		八
	二、民團會計檢查報告		一〇
	三、昭和八年度居留民團事務報告		一一
	四、昭和七年度特別會計天津共立學校增築費積立金歲入出決算承認ノ件		三〇
	五、昭和七年度特別會計天津共立學校增築費積立金歲入出決算承認ノ件		三〇
	六、水道使用條例案		三二
	七、工巡費徵收條例中改正ノ件		三八
	八、住吉街御筒所及伏見街舊汚物集積所取毀ノ件		四一
	九、天津共立學校增築費積立金特別會計條例廢止ノ件		四一
	一〇、天津共立學校增築費積立金一般會計ニ繰入ノ件		四一
	一一、昭和八年度特別會計天津共立學校增築費積立金歲入出決算承認ノ件		四二
	一二、昭和九年度居留民團歲入出總豫算案		四二
	一三、昭和九年度特別會計減債基金歲入出豫算案		四二
	第 三 日		(四八)
	一、昭和九年度居留民團歲入出總豫算案		四九
	二、昭和九年度特別會計減債基金歲入出豫算案		四九
附 錄			(六五)
要 錄			(七七)



(1)		(2)	
昭和九年第二十七次居留民會通常會議事速記録		昭和九年第二十七次居留民會通常會議事速記録	
昭和九年三月二十二日 於 公 會 堂		昭和九年三月二十二日 於 公 會 堂	
第一日		第一日	
一、民會議長選舉		一、民會議長選舉	
一、報告		一、報告	
一、民團會計検査委員報告		一、民團會計検査委員報告	
一、昭和八年居留民團事務報告		一、昭和八年居留民團事務報告	
議 事 日 程		議 事 日 程	
第一、昭和七年度居留民團歳入出決算承認ノ件		第一、昭和七年度居留民團歳入出決算承認ノ件	
第二、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件		第二、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件	
第三、水道使用條例案		第三、水道使用條例案	
第四、住吉街御筒所及伏見街舊汚物集捨所建物取毀ノ件		第四、住吉街御筒所及伏見街舊汚物集捨所建物取毀ノ件	
第五、天津共立學校増築費積立金特別會計條例廢止ノ件		第五、天津共立學校増築費積立金特別會計條例廢止ノ件	
第六、天津共立學校増築費積立金一般會計ニ繰入ノ件		第六、天津共立學校増築費積立金一般會計ニ繰入ノ件	
第七、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件		第七、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件	
第八、昭和九年度居留民團歳入出總豫算案		第八、昭和九年度居留民團歳入出總豫算案	
第九、昭和九年度特別會計減債基金歳入出豫算案		第九、昭和九年度特別會計減債基金歳入出豫算案	
出席議員 (三十九名)		出席議員 (三十九名)	
牧 尚一 宮武徳次郎 上野 壽 山内令三郎		牧 尚一 宮武徳次郎 上野 壽 山内令三郎	
太田 岩吉 鍛冶静一郎 壺谷 信治 大内 重幸		太田 岩吉 鍛冶静一郎 壺谷 信治 大内 重幸	
志村 正三 山尾市二郎 佐々木敏丸 黒川 進三		志村 正三 山尾市二郎 佐々木敏丸 黒川 進三	
千葉 初藏 横田寅太郎 鹿田多三郎 武内 進三		千葉 初藏 横田寅太郎 鹿田多三郎 武内 進三	
佐々木清一 川口 泰 岡本久雄 清水一太郎		佐々木清一 川口 泰 岡本久雄 清水一太郎	
田村俊治 山田 榮治 根本 鐵次 高橋 眞美		田村俊治 山田 榮治 根本 鐵次 高橋 眞美	
龜澤省刺 眞藤 兼生 金山作次郎 遠山 猛雄		龜澤省刺 眞藤 兼生 金山作次郎 遠山 猛雄	
吉田房次郎 足立傳一郎 植前 香 橋本 磯太		吉田房次郎 足立傳一郎 植前 香 橋本 磯太	
木下秀良 平井久一 植前 新一 松本 磯太		木下秀良 平井久一 植前 新一 松本 磯太	
稻田 龜治 原田 萬造 菊地 新一 山田 榮治		稻田 龜治 原田 萬造 菊地 新一 山田 榮治	
○會長 上野 壽		○會長 上野 壽	
出席行政委員 (十名)		出席行政委員 (十名)	
牧 尚一 岡本久雄 志村 正三 山田 榮治		牧 尚一 岡本久雄 志村 正三 山田 榮治	

(3)		(4)	
昭和九年第二十七次居留民會通常會議事速記録		昭和九年第二十七次居留民會通常會議事速記録	
昭和九年三月二十三日 於 公 會 堂		昭和九年三月二十三日 於 公 會 堂	
第二日		第二日	
一、民會議長選舉		一、民會議長選舉	
一、報告		一、報告	
一、民團會計検査委員報告		一、民團會計検査委員報告	
一、昭和八年居留民團事務報告		一、昭和八年居留民團事務報告	
議 事 日 程		議 事 日 程	
第一、昭和七年度居留民團歳入出決算承認ノ件		第一、昭和七年度居留民團歳入出決算承認ノ件	
第二、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件		第二、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件	
第三、水道使用條例案		第三、水道使用條例案	
第四、住吉街御筒所及伏見街舊汚物集捨所建物取毀ノ件		第四、住吉街御筒所及伏見街舊汚物集捨所建物取毀ノ件	
第五、天津共立學校増築費積立金特別會計條例廢止ノ件		第五、天津共立學校増築費積立金特別會計條例廢止ノ件	
植前 香 壺谷 信治 龜澤省刺 眞藤 兼生		植前 香 壺谷 信治 龜澤省刺 眞藤 兼生	
大内 重幸		大内 重幸	
○午後九時十五分		○午後九時十五分	
○副議長 (山内令三郎君) 着席 拍手		○副議長 (山内令三郎君) 着席 拍手	
一言御挨拶申上げます、今晚御多用中定刻迄に大多数の方が御出て下さいました共、監督官たる總領事が只今に至る迄見えませんので、こゝにお集り願ふことが御遅れ致しましたことを甚だ遺憾に存じます、只今の御出席議員数が法定数に略達して居る様に思はれますけれ共此の天津の居留民會が始つて以來甚だ遺憾な例が残ると云ふことをお互に不快とする所でございますが監督官が見えませんか此の儘今晚は流會と致します (拍手)		一言御挨拶申上げます、今晚御多用中定刻迄に大多数の方が御出て下さいました共、監督官たる總領事が只今に至る迄見えませんので、こゝにお集り願ふことが御遅れ致しましたことを甚だ遺憾に存じます、只今の御出席議員数が法定数に略達して居る様に思はれますけれ共此の天津の居留民會が始つて以來甚だ遺憾な例が残ると云ふことをお互に不快とする所でございますが監督官が見えませんか此の儘今晚は流會と致します (拍手)	

(5)

第六、天津共立學校増築費積立金ヲ一般會計ニ繰入ノ件
第七、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件
第八、昭和九年度居留民團歳入出總豫算案
第九、昭和九年度特別會計減債基金歳入出豫算案
出席議員(四十三名)
根 木 鐵 次 鷺田小平治 佐々木敏丸 牧 尚一
宮武徳次郎 眞藤 葉 生 大 内 香 山内令三郎
金山作次郎 上 野 壽 植 前 香 佐々木清一
岡本久雄 千 葉 初 藏 山田榮治 鹿田多三郎
小 澤 昇 武 内 進 三 足 立 傳 一 郎 志 村 正 三
山尾市二郎 松 本 京 作 郡 郡 茂 行 平 井 久 一
鍛治部一 郎 赤 山 今 朝 治 遠 山 猛 雄 高 橋 眞 美
川 口 泰 稻 田 龜 治 鶴 澤 省 朝 堀 谷 信 治
田中端太郎 松 尾 豐 實 木 下 秀 良 菊 地 新 一
清水一太郎 大 田 万 吉 古 田 治 四 郎 原 田 萬 造
大 野 榮 黒 川 重 幸 橋 本 磯 太
出席行政委員(十名)
○會長 上 野 壽

(6)

牧 尚一 岡本久雄 志村正三 山田榮治
植 前 香 堀 谷 信 治 鶴 澤 省 朝 眞 藤 葉 生
大 内 專
○午後八時二十五分開會
○副議長(山内令三郎君) 着席 拍手
一言御挨拶申し上げます、今晩は御多用中御苦勞に存じます、日程に入るに先立ちまして議員の移動を御報告申し上げます、岸田菊郎君が昨年十二月歸國辭任せられました、御報告申し上げますとはそれでございます、次で、總領事の召集の辭がございますから御清聴願ひます
○栗原總領事 登壇
昭和八年、即ち昨年に於ける我民國行政を通過致しますに、庶務、財政、土木及衛生等各般の施設及事業凡てが極めて圓滿に進行せるのみならず、何等格別の問題もなく租界全体が一つの家族の如く平和裡に経過しましたことは洵に御同慶に堪えませんが、本通會に於きましては申す迄もなく來年度の豫算案等重要案件が提出されて居ります、租界の情勢が已に右の通りでありますから必ずや和氣満々の内に審議されること、期待して居ります、目下我が政局は御承知の如く非常時に直而致して居り、凡有る方面に舉國一致的努力を要求されて居る時でありますから、我が民會に於きましてもよく此の時勢を認識せらるべきは勿論、滿洲建國以來一層顯著に其重要性を加えられつゝある當地の立場と、天津の居留民の覺悟の如何が我對

(7)

支外交の消長にも重大なる影響を及すに至る情勢にあるに於きましては、深甚なる考慮を加えられ、此際特に私情を去り、何事も大局に即し、租界本位に和衷協力、慎重審議を加え、以て租界自治行政の圓滿なる進行を圖り、進んでは居留民の團結を強化する様致せんことを切に希望するのであります、一言希望を述べまして召集の辭と致します
尚昨晩は思はざる行き違ひの爲めに皆様に甚だ御迷惑を掛けましたことに就きまして一言釋明致したいと思ひます、實は眞に可笑しな話でございますが、民會の召集を二十三日とのみ心得て居りました爲めに、折柄當地に参りました許露露氏から突然なる招待を受けたので、遂それを引受けインペリアルホテルに八時から参つたのであります、所へ突然の電話で非常に驚き慌て、馳けつけたのであります、時既に九時三十分を過ぎ、諸君の大部分はお歸りになつてしまはれました後で已むを得ず流會になつた様な次第であります、勿論色々の不幸なる行違ひで何等他意のないことは當然でありますから、各位に於かれても事情御諒察下さいましたなら誠に幸せと考へて居ります、一言御挨拶の序に辯明をさせて頂きます(拍手)
○副議長(山内令三郎君)
議長不慣れの爲め甚だ前後致しましたが、只今迄の出席議員數四十名法定數に達して居ります次に昨年十二月當民團に小栗盛太郎氏が理事として來任せられました、只今御紹介申し上げます○理事(小栗盛太郎君) 登壇
私は圖らずも昨年十二月十五日當民團の理事として就任致すことに相成りました、眞に生來至らざる者で果して此の大任が完う出來ますか何うかと云ふことに就きましては私に心配を

(8)

致して居ります、只偏へに皆さんの御指導と御後援に依つて何うか此の大任を完うしたいと云ふことを期して居ります何卒微衷を御汲み下さいまして宜しく御引立の程お願致します、尙此の機會に私からも一言申上げて置きたいのであります、昨日の民會の流會になりましたことに就て事の行違ひと云ふ總領事閣下から御釋明ございましたが、私に考へて見ますと云ふと民團理事者側に於きましても至らざるものと又其一因をなして居りはいないかと云ふことを恐縮致して居ります、此の機會を以ちまして洵に不行届の點を皆さんに釋明致します(拍手)
○副議長(山内令三郎君)
日程に入ります、御承知の通り民會議長が閣員となつて居りますので之が選舉を只今から致します、今お手許に投票用紙を配付致します、此の投票は無記名と云ふことになつて居ります、念の爲申上げます、尙投票が混雜しますから之を避ける爲め議席の右の方から順にお願ひ致します、監督官の立會人の御指名を願ひます
○栗原總領事 議長選舉の立會人として橋本磯太君と金山作次郎君にお願ひ致します
(此 間 投 票)
○副議長(山内令三郎君)
投票は終りましたか、終つたと認めまして開函致します……(此間開函)……投票數と名刺の數がそれ〳〵四十二で合致して居りますから只今から採点に移ります……(此間採点)……開票の結果を御報告申し上げます

(9)

二十	票	遠
十	票	山
二	票	郡
一	票	武
一	票	大
一	票	千
一	票	足
一	票	葉
一	票	初
一	票	立

以上、遠山猛雄君が當選でございます(拍手)私は此の席を下りまして新議長にも譲り致します(拍手)

○議長(遠山猛雄君) 着席

今次第二十七次居留民會通常會に於きまして、不肖私が多數を以て議長に當選致しましたことは、私としては誠に身に餘る光榮に存じます、私も長い天津當地に過去を有つ一人と致しまして、せめて民團に對して御奉公の一端でも盡し得るならばと存じまして、私は躊躇せず謹んでお受け致します、が然し願しますものに眞に淺學非才、殊に議長の職と云ふ様なことに就ては全然経験がございせん、加ふるに法文には無論通じませんし、又最近兩三年と云ふものは民團の仕事にも離れて居りました爲めに、事情慣例等もすっかり忘れてしまひました、之に就きましては各位の深厚なる御同情及御後援なしには果して此の重大なる職責を完全に遂行し得るや否やに關し多大の懸念を有つものでございます、何うぞ此の点は幾重にも御援助なり、御後援をお願ひ致します、終りに一言附加して置きたいことは、既にお引受け致しました上は不偏

(10)

不黨、公平無私、誠心一意議事の遂行に努力したいと云ふことを嚴格に聲明致します、之を以て甚だ簡單ではございますが御引受けの御挨拶に替へたうでございます(拍手)
行政委會の方から追加議案がございますから何うぞそれを一寸お書入を願ひたいと思ひます、お手許に差上げて置きました議案の第一頁議事日程第三の次に第四として、工巡費徴收條例中改正ノ件
と入れて頂きたい、以下四より九迄は逐次審議を變えて頂きたい、從て最後の第九は第十になり、それでは議事に入りまして
報告第一、民團會計検査委員報告
を致します、何うぞ御静聽願ひます

○稲田龜治君(登壇)

會計検査の結果を報告致します、お手許に配布してございます通り、私共會計検査委員は七年度一期分を八月十八日に、二期分を十一月十日に、三期分を二月九日に、四期分五月二十五日に、略理期間分を八月十五日に帳簿、證憑書並に現金を検査致しました、一般會計及特別會計共違法違算の出納がありませんでした、之だけ御報告致します(拍手)

○議長(遠山猛雄君)

次に議事録の署名者をお願ひしたいと思います、武内進三君、大田方吉君誠に御苦勞様でございますが何うぞ御承知を願ひます

(11)

報告第二、昭和八年度居留民團事務報告

○行政委員長(上野壽君) 登壇

お手許に昭和八年度居留民團事務報告書と云ふものを既に配布して居りますので御覽下すつたこと、思ひます、大体は之に盡して居りますが一言此の機會に申し上げたいと思ふ点がありますので序で之から申し上げ様と思ひます

民團事務の重要な部分になつて居ります財務のことでございますが、既に徴税の情況に就きましては何時でも民會で御質問がございしますし又御報告申し上げて居ります、此の八年度の滞納情況は事變後の随分不景氣の際であり、又昨年は御承知の通り熱河戰の延長もありまして非常憂慮致しましたのに拘らず、もう今日迄の徴收情況は例年に比して決して悪くない、先づ今日の見込では會計年度内には多少は残りませうが、六月の清算期には豫算に揚げた部分は大抵皆入ると思ひます、事務報告の六十七頁を一寸御覽を願ひます、此の六十七頁に昭和八年度民團歳入現況表と云ふのがございしますが、尙此の後も三月二十日迄に調べた所に依りますと第一款の民團課金をパーセントで表しますと先づ七十六パーセント入つて居ります、其の内譯を申しますと土地課金七十六パーセント、家屋課金七十四パーセント、取得課金八十九パーセント、營業課金七十パーセント、斯う云ふ風に入つて居ります、之を例年の例に照して見ますと先づ順調に行つて居る方でありませう、其外工巡費等が大口でございますが、之等は殆んど九十九パーセント入つて居るのであります、それから衛生費の如き豫算の九十七パーセントも入つて居る情態でございますから、先づ此の徴收情況と云ふものは悪くない、順調に進行して居ると云ふことに御承知を願ひたいと思ひます、尙此の際に申上げて置きたいのは例の滙業銀行の預金の問題であります、不幸にして今日迄未だ回収出来ません、度々當地の殘務員にも會ひましたし、又書面を以て督促致して居りますが今日迄未だ回収と云ふことに参りませんが、其の趨勢は何うであるかと云ふと一時に比べて餘程有望になりました、其のことは昨年も一寸報告があつたに記憶致して居りますが、滿洲の方に於きましては電信電話と云ふ様なものを担保にして滙業銀行から支那政府に金を貸してあつたのでございします、それが今日は滿洲國の財産になつたのでございします、日本政府の方から種々交渉して頂いて居るのでございまして、未だ判然とした御報告は出来ませんが外務省に於きましても餘程此の事に就きましては御盡力下すつて居ると云ふことは出来ませう、從つて當地の總領事館にもお願ひ致しまして總領事館からも政府の方に御交渉願つて成る可く早く片付く様にお願ひ致します、斯んな事情でございしますので今直ぐにと云ふことは已む得ないと居ります、一時期よりは餘程有望になつて來たと云ふことは確かでございします、何うぞ左様に御承知を願ひます
それから民團の事業の内之も重要な部分になつて居りますが、昨年の道路の工事は速くに済みました、濱路街三島街興津街の車道の築造を完了しました、住吉街の汚水處分場は之は二年度に涉つて居りますが之も順調に進んで居ります、新年度も舊年度に引繼いでやるのでありまして先づ予定の通り六月には多分工事を完了だらうと思つて居ります
それから水道の漏水のことでございますが、之は何時も民會の問題にもなつて居つて民團當時

(12)

と云ふことに御承知を願ひたいと思ひます、尙此の際に申上げて置きたいのは例の滙業銀行の預金の問題であります、不幸にして今日迄未だ回収出来ません、度々當地の殘務員にも會ひましたし、又書面を以て督促致して居りますが今日迄未だ回収と云ふことに参りませんが、其の趨勢は何うであるかと云ふと一時に比べて餘程有望になりました、其のことは昨年も一寸報告があつたに記憶致して居りますが、滿洲の方に於きましては電信電話と云ふ様なものを担保にして滙業銀行から支那政府に金を貸してあつたのでございします、それが今日は滿洲國の財産になつたのでございします、日本政府の方から種々交渉して頂いて居るのでございまして、未だ判然とした御報告は出来ませんが外務省に於きましても餘程此の事に就きましては御盡力下すつて居ると云ふことは出来ませう、從つて當地の總領事館にもお願ひ致しまして總領事館からも政府の方に御交渉願つて成る可く早く片付く様にお願ひ致します、斯んな事情でございしますので今直ぐにと云ふことは已む得ないと居ります、一時期よりは餘程有望になつて來たと云ふことは確かでございします、何うぞ左様に御承知を願ひます
それから民團の事業の内之も重要な部分になつて居りますが、昨年の道路の工事は速くに済みました、濱路街三島街興津街の車道の築造を完了しました、住吉街の汚水處分場は之は二年度に涉つて居りますが之も順調に進んで居ります、新年度も舊年度に引繼いでやるのでありまして先づ予定の通り六月には多分工事を完了だらうと思つて居ります
それから水道の漏水のことでございますが、之は何時も民會の問題にもなつて居つて民團當時

(13)

者に於ても非常に漏水の多いことを残念に思つて居りますが、昨年から漏水の調査と云ふことを始めて居ります。之は租界内の區域を大体四十に區劃して何の邊で漏水して居るか云ふことを昨年から調査致して居ります。今日迄の成績では餘り大した成績は上つては居りませんが、之は又本年も引續いて調査致しまして、其の費用は予算にも計上して居りますが、幾分づつ、でも漏水の箇所を發見致しまして漏水を減することが出来ると思ひます。之はもう一年、即ち九年度の終りになりますと云ふと今申した四十に劃つた區劃の調査の設備が出来上りますから充分に調査も出来ると思ひます。不幸にして今日迄は大した成績は上つて居りません、と云ふのはさう云ふ整理區劃も少うございすからさう云ふ事で成績も上らないので、之は是非思ひますやつて成る可く漏水の率を減じたいと云ふことを思つて努めてやつて居る譯であります。昭和七年の漏水の率が三割六歩となつて居ります。昨年は三割四歩位になつて居ります。記憶して居ります。幾分減つては居りますが著しく漏水の率を低めたと云ふ程に行つて居りません。先づ之は時日を俟つて段々やつて行くより仕方ありません。

(14)

次に衛生のことに就て申上げたいと思ひます。御承知の通り共益會の委託に依つて實費診療を致して居りますが、昨年門田技師が御來任になつて非常に熱心に診療の方にも従事して頂くので患者も大分數を増しました。一時は十名か十二三名が日々の患者でありましたが、今令ては三、四十名位はあると云ふ情態になつて居ります。従つて場所も既に狭まくなつて居りますので、之は共益會のことでありますが共益會では本年度に於て六千五百冊の豫算を計上して診療所と外かに事務所等を改築するとなつて居ります。さうすれば一層便利になるし患者も増すこと、と思ひます。畢り御承知の通り度々民會で決議されたこともありまして、未だ其の目的を達したと云ふ域になつて居りません。年々其方に近付きつゝあると云ふことは確かでありまして、殊に昨年から成績が良くなつたと云ふことは中上げることが出来ます。それから傳染病のことでありますが、之は何かと云ふと昨年は幾分減つて居りますが、何うも御承知の通り猩紅熱が毎年あつて困る、なんとかして之の豫防の方法を講じたいと云ふことを研究して、例の昨年来注射を勵行して居ります。其の結果が今日では餘程上つた様に思ひます。ありますが、お手許に表が差上げてございすが、之を御一覽願へば大抵概況は判ると思ひますが念の爲めざつと説明致しますと……此の表を御覽願ひたいと思ひます。昨年の六月から十二月に至る迄の成績をば表にしたもので、第一表はデック反應試驗成績表で、之は幼稚園の方でやつたのが一番先に書いてありますが、八十六人のデック反應と云ふものをやつて見た所陽性の者、即ち危険性の有るものが四十二人、陰性の者が四十四人、斯う云ふ成績になりました。四十八パーセントと云ふものが危険性の多い性質の人であります。小學校は八百五十七人にデック反應を行つて見た所陽性二百九人、陰性の者が六百四十八人、即ち二十四パーセントと云ふ者が危険性のある者であります。女學校は百五十人中三十二人の陽性、百十八人の陰性、危険の者は二十一パーセント、商業學校は四十二人の五五人の陽性、三十七人が陰性、之は十二パーセントと云ふことになつて居ります。一般の方では其次に出て居ります。幼兒百七人中三十人が陽性、七十七人が陰性、二十八パーセントが陽性の人であります。大人の方では九十三人

(15)

の中二十人陽性、七十三人陰性、之は二十一パーセントであります。平均しますと二十五パーセントと云ふものが危険性がある陽性の人であります。第二表を御覽願ひます。之は豫防接種を致しました成績でございますが、幼稚園の方では陽性の人の總數の四十二人の所に三回接種をした。三回接種をして三十七人と云ふものが陰性になつた。即ち九十パーセントであります。小學校は二百九名の陽性の者に三回接種して陰性になつた者が百六十九人、七十七パーセント。女學校は三十二人に三回接種して二十三人の陰性になつて、之が七十二パーセントになつた。斯う云ふ譯であります。其次の第三表を御覽願ひます。第三表を見ると、こゝに至つて始めて結果が表はれるので、豫防接種を完了したもののが二百二十七人の中、患者になつたものは一人もありません。それから未だ接種が済まない未完了者に二人だけ罹つた。千人に比して二十一人半罹つたと云ふことになりました。之を以て見ますと接種の効力と云ふものは餘程著しと云ふことが判るのであります。それから其次にデック反應と陽性患者との關係であります。陽性の者三十三人に對して罹患者が二人、即ち千人に對して五人と八歩と云ふことになりました。陰性の者は九百九十七人に對して之は一人も患者はありません。斯う云ふ様な成績になつて居ります。之が今日迄は斯う云ふ注射に對して的確な表が出来て居りませんが、此の表に依つて始めて豫防注射なりデック反應の施行の効果が判るものと云ふことが判るので、之は之からも大いにやる積りでございす。其の裏にもう一つ表がありますが、之は満鐵でやつたのを御參考の爲めに掲げて居りますが、満鐵のと殆んど結果は同じでございます。さうすると此方で効能があつたと云ふことは當然のことではない、確かに効果があると云ふことが判るのであります。そ

(16)

れから事務報告の百七十八頁を御覽願ひます。昭和八年死亡者病名年齢別表と云ふのがございす。之は如何なる病氣で死んだ人が一番多いか、何う云ふ様な年數になつて居るか云ふことを調べてあるのであります。此の中で結構で死した人が一番多いのであります。此のことに就きまして當地の醫師者界でも色々心配して居られる様であります。療病院に於きましても結核患者の多い、従つて死亡者の多いと云ふことに就きまして何とかして之を救ひたい、之に就きましては矢張り豫防することも必要であります。又病氣になつた者で自宅に於て十分に手當をなすことの出来ない者は傳染病室に引取つて隔離をする等、何とか方法を講じたいと云ふことに就て、今門田技師も種々考慮をめぐらして居り、成案を得ましたなら之を實施したいと思つて居ります。何れ其内に結核患者に關する豫防法並に隔離法に就て民團に於て相當の手段を講じたいと思つて居るのでございす。

それから保淨課には特別に御報告することもありません。幸ひにして余り苦情も聞て居りませんので向十分に從業を督勵して成績を上げたと思つて居ります。

埠頭の方でございますが、之は御承知の通り一時は非常に河の情態が悪化して居りましたが、昨年の十一月初旬には漸く百三十呎迄は通行出来る様になり、始めて豫て計劃して居つた東興洋行の船が十一月二十七日八千代丸と志み丸が通航したと云ふ様なことで、得來引續き通航致して居ります。尙當地には日本の船會社も幾らもあり、外國の船會社もあるものであります。今では東興洋行だけが東興洋行以外の船會社に民團の交渉中のものもございす。之は未だ條件が少し一致致しませんので御報告を申上げる迄に参りませんが、多分何とか雙方折合が附

いて東興洋行以外に月三回位の廻行出来る様にするのではないかと、思つて交渉に努めて居る次第であります。

それから人事の件でございますが、御承知の前の伊地知理事に就きましては私が茲に申上げる迄もない略々御承知でございますが、成る可い穩やかに済ませたいと考えて行政委員會でも種々心を砕いたのでありますが、不幸にして當地の領事館の法廷に起訴されたこと云ふことがございますので、已むを得ず同氏から辭職の願が出て居りましたのでそれを應じた次第であります。其後の手當に就きましては法規の許す限りに於て致しました、それから新理事は十二月十五日に小栗理事が當選致しましたのでありますが、此の設備に就ては種々世間でお話がありますが、之は小栗理事の年齢に就て議論がある所でございますが、前行政委員會に於ては此の事に就ては非常に考慮をめぐらし種々研究し幾度も會議を重ねたが、成る程此の點に於ては新聞の廣告とは相違して居るか他の條件が非常に優良でありますから、同氏を招聘すれば確かに、同氏の経歴と謂ひ、自治體の経験と謂ひ當地の行政に貢獻することが出来ること云ふことに意見が一致致しまして同氏を招聘する様になつたのであります。何うか左様に御承願ひます。

序で乍ら之は民團のことではございませんが、此の民團と非常に深い關係がございますので序で乍ら御報告致して置きますが、衛子運河に沿ふた、道路と運河の中間の傾斜地であります、あれは支那人の所有地であります、所が之は共益會の方で買収されたことになりましたので大變あの邊の纏りが好くなりましたから、従つて本年は住吉街の道路築造をしたいと云ふことに

なつて豫算を計上して居ります、行く／＼はあの邊は面目を一新するだらうと思ひます御承知の方もあると思ひますが序で乍ら御報告致して置きます。

それから昨年の民會に橋立街の町簡所の移轉に就て色々議員の方から速くやつて欲しいと云ふ御要望もあつた様でありますので、當行政委員會に於ても財政が許したならば是非移轉をして置きたい、其の理由は地街によく夏大雨があると云ふと水が溜るのでありまして交通を阻害するのみならず、あの附近の住家や店舗に水が浸入して随分お困りの様に思ひますので、成る可く速く町簡所を改造して雨が降りましても水が溜らない内に吸込むと云ふ方法を構たい、尙又山口街の道路も、あれは御承知の通り假道路になつて居りますので、あれを擴張して本當の道路を築造しなければならぬが、さうすると只今出来て居ります町簡所は道路の真中となるのであれを移轉して置かなければならぬ、此の兩方の理由から是非今年やりたいと考えて種々研究致しましたが、何うも財政上も之を許しませんし、尙又甚だ當地には此雨量や何かに就ての資料が不充分でありまして、設計に就て十分に參考にするものが少いのでそれが爲めに設計が未だ少し不完全なと云ふ点もありまして、旁々本年の豫算に計上することが出来ませんことは我々として非常に残念に思つて居りますが、調査も十分に出来、且財政が許す様なことになりましたならば何時でも臨時民會を招集してやりたいと思つて居り、決して等閑に附して居る譯ではありません、設計が十分に出来て居ないと財政上の爲に本年は此の通常民會の豫算には計上することが出来なかつたのでございます、大体に於て御報告申上げることがそんなものでございます、尙御不審の点、或はお氣附きの點がありましたら御質問下さればお答申上た

いと思ふ（拍手）

○議長（遠山猛雄君）

事務報告に就て何か御質問がございますなら此の際お願い致します。

○鍛冶師一郎君 只今會長から御報告がありまして略々承知致したのでありますが、只今會長のお話では伊地知前理事に對して法規に對照して相當の給與をなされたこと云ふことですが何う云ふ程度になされたのでございませうかそれをお覽ね致します。

○行政委員會長（上野 壽君）

御承知の通りあの方は來任以來十ヶ月、一年に滿ちませんし、勤続慰勞金と云ふものは三年勤続するれば一箇年迄は給與することに理事規程にございしますが、其他には理事規程にはないものであります、それで理事も矢張り吏員に相違ありませんから吏員給與規程の方を應用致しまして旅費を上げることにしまして旅費を給與したのであります。

○鍛冶師一郎君 只今のお話に依りまして旅費に何程か御支給になつて、あとは何も給與なかつた様な御報告でございますが、上野さんの解釋と私の解釋とは大分見解が違ひますが、從來理事の退職の場合は相當の慰勞金が出て居つたと記憶致して居ります、又此の法規の改正になつたのは昭和六年の二月でございまして、前の松本理事の時に相當議論があつて慰勞金を出すか出さないかと云ふことに就て行政委員會に於て審議された結果改正案が出て、已むを得ざる場合には任期中退職した場合でも相當の慰勞金を給與すると云ふことになつた様に記憶して居ります、成る程今度の場合は本人の行が不謹慎かも知れませんが、それが罪になるかならないか

は知りませんが、恰も民團で夫か何か追出す様な態度ではなかつたかと思ふのであります、私は人事問題を解決するには温情主義を以て解決しなければならぬ、之が第一の原則だらうと思ひます、殊に相當の功績も上つた様に私は思ふて居るのであります、罪を憎んで人を憎んだと云ふ様な態度で御解釋になつた様に見受けるのであります、罪は憎んで其の人は憎まずやると云ふのが之が即ち民團としての常規ではないかと心得て居ります、又事實從來理事の退職の際は相當に何かの名前を附けて出されて居るのであります、單り伊地知理事に對しては旅費だけを出して出したと云ふことは何うも甚だ無情なやり方ではないかと思ひます、勿論其間の事情は裁くと云ふ精神はさう云ふ精神でありまして、罪は憎んで人は憎まざる態度であることが將來理事を雇ふに於て御利益であらうと思ふ、然し之が特に不名誉なことをしたと云ふ時ならいざ知らず、破廉恥罪を犯したと言はれるがあれ位のことならばもう少し温情的に、何か名目を附けて温情的に御解決をつけることも出来ると思ひます、其邊の御見解は何うでございませうか。

○行政委員會長（上野 壽君）

只今鍛冶さんからお話でございますが、當時の行政委員會に於ても此の取扱ひに就ては非常に苦心を致されて中には同氏の所爲は甚だ面白くない、大体餘り之を申上げますと人身攻撃みたいなことになると思ひますので實は申上げたくなし、皆さんも又大抵御承知のこと、思ひますから内容は申上げませんが、あの方の就任される條件にも一寸違つた行が幾らもありますし、又あの方のやられた事柄は何う云ふ風に鍛冶さんは御解釋になつて居るか知りませんが、如何

(21)

に最良目に見ても餘り辯護の出来るやり方ではなかつたかと思ひます、それも行政委員會では種々に研究したと思ふのですが、何分にも警察の方で種々お取調になつて居りますので其の様子を見て民團の方の態度を決すると云ふ必要もあるし、さうことで暫く待つて居たのでありますが、最後に御承知の通り不幸にも、云ふことになりましたので之は已むを得ないことであつた、私は其の上に温情を以てやらなかつたが如何にも残念だと云ふお話でありましたが之は人の見方に依るものと思ひますので、同氏の就任の條件等から考へて見ると云ふと嚴格に言へば同情どころではない、或は懲罰に附しなればならないかも知れない、それをば先づ依願解職と云ふことにしたので十分同氏の將來を考へて、さうして寧ろ同情を以てあゝ云ふ處置を採つたのであると思ひます、若し大難を取扱ふ様なと云ふお言葉がありましたがあゝ云ふ考へだつたら決してあゝ云ふ様なことは濟まなかつたらうと思ふのであります、其點は決してそんな意志は有つて居たのではない、相當深慮なり同情なりを以てやつたので、あれ以上は其當時の行政委員會としては扱へなかつた、人情とか道徳と云ふことは他人から見ても判らないのであります、之は第一者と第二者の情愛は第三者が見てさう輕微に批評は出来ないものであります、随分あの人は情いことをすると云ふことを他人が言ひましてもよく／＼聞いて見ると強ちさうでないさうしなければならなかつたと云ふ語が判つて來るのであります、伊地知君の場合も單り行政委員としては種々デリケートなる問題がありまして、一言にしてさう批評も出來んと私は思ふのであります、當時の行政委員並に吏員の話を聞きましても先づあれは適當なる方法であらうと私は思つて居ります、法に於て違ふじやないかと云ふのでありますればそれ

(22)

は幾許でもお調べを受けますが、人情とか何とか云ふ點に於ては之は何うも其だデリケートな問題で、片口だけ聞いたのでは判斷も出來ません、所謂弱者に同情すると云ふことは之は人情の眞に美しい善いこととありますが、公のことでさう決して人情ばかりでも行けない、即ち法と云ふものがあり、又將來を考へ種々の點を考慮してやらなければならぬ、其點から考へて見れば先づ以てあゝ云ふ處置に出たことは已むを得ないことであると云ふことに御承知を願ひたいと思ふのであります

○鍛冶部一郎君 私伊地知君の初め入りました當時の行政委員であります、決して辯護はしません、安價な同情も拂はうとしません、法規上なら人情を取扱ふことが出來ないと云ふかの様なお話を、勿論世の中は法規に依つて處斷すべきであります、法規の精神必ずしもさうでない、法規ばかりでは民團は無味乾燥なものであらうと思ひます、それで一寸お伺ひするのですが、法規の第八條（民團理事給與規程）の「已ムヲ得サル事由ニヨリ任期中退職シタルキハ」と云ふのは、勿論本人が面白くない事情に依つてと云ふ様なことは當該ならぬと云ふ御返答でございませうと思ひますが、所謂デリケートな問題で、懲戒にせなければ相當の給與を與えなければならぬ様に思ふのであります、それをば上野さんは懲罰にすべき性質だがしなかつた、之だけでは人情を含んで居ると云ふお話が必ずしも人情を含まれたものでないと思ふのであります、然し本人ももう居らるのでありますし時間を浪費することと云ふから此の以上は申上げませんが、公の私と云ふこともある、又世の中には罪を憎んで人を憎まいと云ふ

(23)

こともあり、今少し、慎重にお考へになられる様に希望致します、當時と行政委員會も違ひ本人も居りませんし時間もありませんが私の質問は之で打止めと致します

○木下秀良君 之は事務報告に對する質問ではありますが、去る昭和五年の第二十七次居留民會臨時會に於て物故せられた瀬底議員が居留民團法施行細則改正に關する建議案として所謂選舉の一二級の撤廢を出したのであります

○議長（遠山猛雄君）

事務報告をやつて居るのでありますから事務報告に關することを願ひます

○木下秀良君 之は之が済んでから致します、事務報告に就ては質問はございませぬ（「質問なし」と云ふ者あり）

○鍛冶部一郎君 只今上野さんから新理事のお話を、もう本人もお越しになつて居り、理事其のものに就ての問題は何も申上げませんが、只私は手續上、年齢が違ふた、然し人格經歷から見ても衆に勝つて居たので年齢の相違はあつたけれ共採用した、其の手續でございしますが、只今十分聞き取れなかつたのですが、行政委員會ではそれを遺憾であつたと云ふのでございませうか、兎も角私として暗に落ちないのが五十歳以下と書いてあるのを應募せられたと云ふのが何だか妙でもあるし、又高い廣告料を出し總々五十歳以下と決めて居つて、それを應募して來たから受附られたと云ふことも何だか妙だと思ひます、人格、經歷に依ると云ふことだけでしたら何も初めから五十歳以下と高い民團の金を出して限る必要はない、又世の中は總て正直に涉つて行かなければならない、殊に民團と云ふ様な公共團體は所謂法に據つて支配されるもので

(24)

あります、一旦發表せられた五十歳以下と云ふことに願はなかつたと云ふことは人情的に御解釋になつたのではございませぬか、其邊をもう少し詳しくお願ひ致します

○行政委員會長（上野 壽君）

之は最前も申上げました通り、成る程新聞の廣告は五十歳以下となつて居つたし、御當入がそれ以上であることは事實であります、五十歳と云ふことは之は先づ一の標準に置いたものでさう云ふ點から言ふと或は廣告の書方が拙づかつたかも知れませんが、大体の標準をこゝに置いたと云ふことであつたさうであります、又理事證衡の條件は色々ありまして、其内の年齢と云ふことは一の條件には相違ありませんが、絶體唯一の條件ではありません、寧ろ他の條件が重大であつて、例えば人格、經驗、學識と云ふ様なことは此の證衡の最も重要な條項になつて居るのであります、そこで單に年齢の點から申せば、當時の行政委員會の心持がさう嚴格でなかつたと云ふことであつたにしろそれは文字の上に表はれて居りませんから、如何にも五十歳以下と云ふ以上の人を入れた、單に年齢に係つて議論する日には間違つて居ります、之は事實でありますから相違ありませんが、それよりも最初數百人の中から撰び、それから數十人の中から數人を、數人の中から一人を撰ぶと云ふ種々の手續を経る内に、此の各種の條件をば考へて見る年齢の點に就ては相違があるけれ共、如何にも之は若し五十歳以下であれば申分無しであります、残念にも以上である、然し此の缺點を償ふて他の條件が餘に餘りある、即ち年齢の點に就て間違がある、缺點はあるが其缺點を償ふて餘に餘りありと斯う大局を設較した上で同氏に決着した次第であるのであります、其邊前の行政委員でも非常に考慮し、色々議論もあ

つたが先づ此の人ならば、天津の民團の行政を段々圓滑にし善くして行くには年齢の點は如何にも違ふが之は已むを得ん、矢張り他の優秀な點を探つて同氏に決定することゝした、大体を捉えて決定した次第であります、別に何も外かに他意はないのであります、之亦一つ御諒解を願ひたいと思ひます

○嚴治一郎君 遺憾であると思ふ點を認めた以上之に申上げませんが、只私は五十歳以下でも三十歳でも又十歳でも構はないのであります、要するに社會を僞つたと云ふことになりはしないかと民團の爲に惜む次第であります、五十歳以上で六十四五歳迄のお方が民團の理事に御希望があるかも知れませんが、其の方が自分は年齢が駄目だと引込められた方が無いかも知れませんが有るものと私は思ふのであります、さうすれば若し六十歳以上の方が雇はれたと云ふことを聞きますれば、天津居留民團に俺は僞はられたと何時迄も思はれることだと思ふ、又一方年齢の制限を掲げて、失禮ですが現理事はより以上の方である、此の點私は民團の爲に惜むと云ふことを申上げて理事の問題は打切ります

○議長（遠山猛雄君）
他に質問ございませんか

○原田萬造君 一寸製水會社の問題に就て伺ひ致します、前の通常民會の速記録を見ますと、森川議員から行政委員會に對して製水會社の内容を調査或は研究して之を明白にし、其の樹て直しをやつて欲しいと云ふ希望があるのでございますが、其後行政委員會の方で何う云ふことにせられたのであるかそれを一寸伺ひ致します

○行政委員長（上野 壽君）
前行政委員會に於きましても、只今の様な森川議員の注意もありましたので、委員を撰んでさうして共益會と共同して製水會社の内容を調べ、同時に製水會社が何うしてやつたらば將來共にたつて行けまするか、何うせたゝものならやらないより仕様ありませんが、たつて行くならば一つたつて行く様な方法を研究して見様と云ふので、委員會が出来まして種々研究した結果案が出来ました、此の委員の中に旅行なさる方もあるし又事情に依つて御出席なれない様な方もあつてすつと遅れましたが漸く案が出来て、之をば共益會の方では理事、民團の方では行政委員會の方に報告しやうと云ふ時分になつて、何うして之を先に總領事の御諒解を得てありませんと實行出来るや否や分らないと云ふこととございまして、總領事の御諒解を得るが爲めに、總領事は當時御歸朝になつて居りましたのでお歸りになるのを待つて居りましたのでございまして、丁度御承知の通り昨年の十一月にお歸りになりましたが、お歸り早々御多忙の際でもありますし充分にお話申上げる機會を得なかつたのであります、其内に行政委員會の方も任期が満了致しますし、又理事の方でも丁度任期が満了すると云ふことになつて報告することが出来なかつた、然し折角出来た案でありますからそれをば製水會社に示して、斯う云ふ案を樹てて居りますからして自分の方でも研究するがよからう、さうして先づ充分に覺悟が出来るものならば更めて理事會の方でも行政委員會にても又總領事の御諒解を得ることにしやうと云ふことになつて製水會社に其の案を渡してはありますが、遂に行政委員會なり理事會に報告する機會は行つてしまつたのであります、事實は相當にやりましたのであります、其の

結果は未だ報告するに至りませんが案は製水會社の方に渡してあるのであります、さう云ふ成行きになつて居ります

○宮武徳次郎君 療病院のこと一寸お尋ね致しますと思ひます、現在診療券を發行せられて居りますが、あの診療券は一々共益會の方に貰ひに行かなければなりません、私の目にして居ります所では非常に共益會に行くのを五月蟬がつて居る人が多いのであります、あれは寧ろ療病院の方に診療券を渡して置いて、もう今では醫師も二人來ましたし書記も居りますから、あすこて以て直ぐ診療券を貰える様に手續きを改めて貰ひたいと思ひます、さうすれば現在より以上の診療券があるだらうと思ひます、之は早速共益會の方と民團の理事者の方で御交渉になつて一日も速く私の希望の様に改善して頂きたい、さうすれば現佐以上の診療券が頒布することとは斷言して憚りません、出来れば共益會で渡すのと同じこととありますから、共益會で貰つて又療病院に持つて行く二重の手續が掛る譯でありますから之を療病院で發行する様に願ひたい、時間の經濟も出来、手續きの煩雜も避けられると思ひます、さう云ふ様な希望を入れらる意志はありますか何うか伺ひ致します

○行政委員長（上野 壽君）
之は御承知の通り共益會で決めて來た手續であります、只今私が何とも御返事は出来ませんが、共益會でも成る可くなら斯う云ふ手續を省く様に、色々議論もありまして研究しましたが其の結果、何うも何んにもないと思ひます、さうして市民が自覺して貰へば宜いが、何うも斯う云ふ工合にドン／＼人が入つて來てはあの設備では可かんから當分の診療券を渡す、共益會で渡すと云ふことを實行して居るので、未だ一つの試みになつて居るのでありますから御示意の點はもう一遍理事會の方にも申して置きます、よく研究して、理由はよく判つて居ります、只民團としてはそれに對して何うと云ふことを決定する譯に行きませんから、理事の方に貴方の御趣意を申上げて置きます

○宮武徳次郎君 實は巷間では斯う云ふ噂をして居ります、直ぐ診療所の方で渡しても宜いのだけれ共、さうすると非常に澤山人が來る、料金が安いから澤山來る、さうすると地方の開業醫も困るだらう、それで手續を面倒にすれば人が來なくなるから診療所の方も手数料が掛らなくて好い、開業醫の方も好からうと云ふ様なことを最初から考へてさうして態々共益會の方で渡したら面倒臭くて貰ひに行く人が少い、だからさう云ふことにしたと云ふことを巷間で言つて居り、のみならず名前を憚つて申しませんが、現在共益會に奉職して居る人が或る場所に於てさう云ふことを言つたことを又聞きして居ります、さう云ふことが順々に巷間に傳つて我々居留民が非常に診療の爲に迷惑を感じる事が多くなつて居ります、何うか此の邊の真相を十分に御研究になつて是非改めて頂きたいと思ひます

○行政委員長（上野 壽君）
さう云ふことは決してありません、自分が忙しいからさう云ふ様なことを言つたのかも知れませんが、共益會としては斷じてない筈です、今度でも六千五百圓を投じて病院を修築し又三千圓で色々機械を購ひまして兩方で一萬圓と云ふ金を入れ立派にするのでありますから、そんな考えがあるならば今の様な一萬圓も投じて改築したり機械を購入れする譯はありません、斷

結果は未だ報告するに至りませんが案は製水會社の方に渡してあるのであります、さう云ふ成行きになつて居ります

○宮武徳次郎君 療病院のこと一寸お尋ね致しますと思ひます、現在診療券を發行せられて居りますが、あの診療券は一々共益會の方に貰ひに行かなければなりません、私の目にして居ります所では非常に共益會に行くのを五月蟬がつて居る人が多いのであります、あれは寧ろ療病院の方に診療券を渡して置いて、もう今では醫師も二人來ましたし書記も居りますから、あすこて以て直ぐ診療券を貰える様に手續きを改めて貰ひたいと思ひます、さうすれば現在より以上の診療券があるだらうと思ひます、之は早速共益會の方と民團の理事者の方で御交渉になつて一日も速く私の希望の様に改善して頂きたい、さうすれば現佐以上の診療券が頒布することとは斷言して憚りません、出来れば共益會で渡すのと同じこととありますから、共益會で貰つて又療病院に持つて行く二重の手續が掛る譯でありますから之を療病院で發行する様に願ひたい、時間の經濟も出来、手續きの煩雜も避けられると思ひます、さう云ふ様な希望を入れらる意志はありますか何うか伺ひ致します

○行政委員長（上野 壽君）
之は御承知の通り共益會で決めて來た手續であります、只今私が何とも御返事は出来ませんが、共益會でも成る可くなら斯う云ふ手續を省く様に、色々議論もありまして研究しましたが其の結果、何うも何んにもないと思ひます、さうして市民が自覺して貰へば宜いが、何うも斯う云ふ工合にドン／＼人が入つて來てはあの設備では可かんから當分の診療券を渡す、共益會で渡すと云ふことを實行して居るので、未だ一つの試みになつて居るのでありますから御示意の點はもう一遍理事會の方にも申して置きます、よく研究して、理由はよく判つて居ります、只民團としてはそれに對して何うと云ふことを決定する譯に行きませんから、理事の方に貴方の御趣意を申上げて置きます

○宮武徳次郎君 實は巷間では斯う云ふ噂をして居ります、直ぐ診療所の方で渡しても宜いのだけれ共、さうすると非常に澤山人が來る、料金が安いから澤山來る、さうすると地方の開業醫も困るだらう、それで手續を面倒にすれば人が來なくなるから診療所の方も手数料が掛らなくて好い、開業醫の方も好からうと云ふ様なことを最初から考へてさうして態々共益會の方で渡したら面倒臭くて貰ひに行く人が少い、だからさう云ふことにしたと云ふことを巷間で言つて居り、のみならず名前を憚つて申しませんが、現在共益會に奉職して居る人が或る場所に於てさう云ふことを言つたことを又聞きして居ります、さう云ふことが順々に巷間に傳つて我々居留民が非常に診療の爲に迷惑を感じる事が多くなつて居ります、何うか此の邊の真相を十分に御研究になつて是非改めて頂きたいと思ひます

○行政委員長（上野 壽君）
さう云ふことは決してありません、自分が忙しいからさう云ふ様なことを言つたのかも知れませんが、共益會としては斷じてない筈です、今度でも六千五百圓を投じて病院を修築し又三千圓で色々機械を購ひまして兩方で一萬圓と云ふ金を入れ立派にするのでありますから、そんな考えがあるならば今の様な一萬圓も投じて改築したり機械を購入れする譯はありません、斷

(29)

じてありませんから其邊は御安心になつて頂きたい、之はよく理事會にも申しますが、或は自分が忙しいのでそんなことを言つた人があるかも知れませんが、それは共益會の精神ではありません

○宮武徳次郎君 さう云ふことはあつてはならない苦ですが、事實さう云ふことを耳にしたのでありますから

○行政委員長(上野 壽君)

あつても共益會はそんなことは思つて居りません

○宮武徳次郎君 成るべく一つ居留民の便宜になる様にやつて貰ひたいことを希望して置きます

○金山作次郎君 先程會長から御説明もあり、最早皆さんも御了解されたことと思ひますから此邊で議事日程に入る様に質問打切の動議を提出致します

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(遠山猛雄君)

さういたしますと、昭和八年度居留民團事務報告は御承認と認めて異議ありませんか

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

承認と認めます、之で十五分間休憩致します(拍手)

○午後十時十分再開

午後九時五十五分休憩

○議長(遠山猛雄君)

只今より開會致します

議事日程第一、昭和七年度居留民團歳入出決算承認の件

第二、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件

此の二つを一括して議題と致しますが異議ありませんか(異議ナシ)

それでは此の問題を附議したいと思ひます

○行政委員(岡本久雄君)

只今議長から言はれました、昭和七年度居留民團歳入出決算と、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費歳入決算とを一括しまして、私から簡單に御説明申し上げます

昭和七年度の歳入出の歳算を編成します當時は、丁度六年の十一月の天津事變の直後を受けまして、日本租界も相當混亂して居りましたし、支那人も又英租界佛租界に移轉するものが非常に澤山ありまして、到底平年の様な歳算を決める譯に参りませんので、前年度の調定額の約七割八歩、平年は先づ八割八歩位を出すのが例になつて居りますが、さう云ふ風に非常に少く見積つたのであります、其後非常に好都合にも次第に平調に行きまして、収入の状態も非常に好轉して参りましたので、歳入の經常部に於て七萬八千七百八十三仙の増収を見て居ります

臨時部に於ては前年度の繰越金が二萬八千二百八十六仙増加して居ります、又歳出の方では充分節約を致しましたし、材料等は爲替の關係と思ひますが非常に安く買入れましたので拾八萬壹千八百貳拾貳仙と云ふ剩餘金を出した、其結果差引拾八萬九千九百四拾六仙八拾六仙と云ふものを昭和八年度の方へ繰越した様な譯になつて居ります、尙結算の内容に就きまして

(31)

は若し御質問がございましたら私なり理事なりから御説明申し上げます

○議長(遠山猛雄君)

御質問ございませんか

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

○殿治一郎君

岡本會計主任の御説明で略々判りましたが、之で見ますと八千八百兩收入が増加して居る様であります、其實はさうでなくして九萬七千五百兩と云ふ借入金差引いたならば、實際に於て十萬兩以上も収入が殖えて居ると考へるのであります、結果に於て十八萬九千九百兩、約十九萬兩近い過剰金が残つて居ります、それは事變の爲に収入も經費も充分に予想が着かつたので斯う云ふ資金が出たのでございせう、さう云ふ点は考慮する必要が有りますが、予算に比して約二割一歩と云ふ大きな金が餘つて居る、大体に於て此の次の八年度に於きましては相當餘る様な、余りに金を残して居られる様な御方針の様に見受けられますが、豫算は豫算として余り聞いても耻しくない様な算盤を立て、頂きたい、余り剩つたのに文句を云ふと叱られるかも知れませんが、剩るにも程度と云ふものがあります、豫算其のもの、性質から今後は慎重にやつて頂きたいと云ふ希望を申し上げて置きます

○行政委員(岡本久雄君)

承知致しました

○議長(遠山猛雄君)

御異議ございませんか

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)

御異議がないと認めます、次は

日程第三、水道使用條例案

であります

○行政委員長(上野 壽君)

「水道使用條例案」に就きまして申し上げます、之は一寸參考が後に出してありますが、現在水道使用條例と云ふものは非常に簡單でございまして、實際日々の取扱に付て不便なこともありません、そこで本條例は今日迄既に實際は此の條例に書いてある仕事をばやつて來たのであります、只違ふ所は從來使用料の中に最低料金と云ふものがございまして、それをば此度一戸一ヶ月使用料最低五百ガロン迄は銀四十五仙とし、即ち四十五仙と云ふ最低料金を設けたのでございまして、それから往々遺失事故がございまして此中にも違背處分の條項がございまして、或は給水を停止するとか云ふ様な條項でございまして、まあこんなものが目新しい條項として表はれて居りますが、事實矢張り斯う云ふことも全然ないでは取扱上非常に困ることがありまして之を條項の中に足した、それから使用料の中にも一つ船舶給水と云ふことが今迄ございまして之が、碼頭が既に利用せらるゝに就きまして船舶に水を供給するのであります之が今迄なかつたのが此度入つたので、其他は日常やつて來たことを條文に増えたと云ふに止まるのでございまして、さう云ふ様な次第でございまして其だ簡單です

(32)

それから成る可く一括して御審議願えれば結構と存じます

○郡 茂行君

此の今お話であります船給水のこととありますが、之は何うして一間と云ふ高い料金なのでありますか、別に設備とか何とかあつて高いのでありますか、それと今迄にもあつたこととありますが、共用栓と云ふのは我々の自家用よりも割合に安くあります、共用栓では取扱ひする者に手数料を渡すことになつて居りますが、我々は高い鉛管を買ひ、又其他パイプとか色々なものを増えまして、利便にはなるが相當の金を掛けてやつて居ります自家水道が買水するより一すでも高くなることは何う云ふ譯でありますか、此の点を御伺ひ致します

○理事 (小栗盛太郎君)

理事から御説明申し上げます、船給水はホースを特別に船の方に附けるとか、或はホースを附ける工夫が要るとか相當費用が掛りますので、普通に之は一般の専用栓と同一の價格には参りません、そののみならず船給水にあつては何所でも皆之は高く徴つて居ります、先づ取調べました所では佛蘭西租界で行はれて居りますのは丁度千ガロンに就て一弗二十仙だと記憶して居ります、それで當民團の方でも佛蘭西租界と釣合をとりますれば矢張り一弗二十仙に出来ないのであるが、そこは成る可くお客さんを優遇する爲に二十仙安く致しました結果一弗と致しました、大体に於て經費も掛りますこと、他の比例を見てそれより安くしたのであります、之だけ何うか御承知置き願ひます、それから共用栓の方は計算になりますから主任から申します

○尾崎技手 此の共用栓の方は最初から斯う云ふことになつて居りまして、一荷が十ガロン二百二十荷で一弗になつて居ります、其上に五荷分を手数料として出して居るので、之は大体五箇所に賣水場がありまして、此の賣水の票を民團から買ひますのに三箇所の取扱所があります、此の三箇所に手数料として一弗に付五荷やつて居りますが、實際共用栓を使ふ者は矢張り千ガロン九十五仙なり一弗なりの専用栓よりは高い水を飲んで居るのであります、それは此の票を取扱店から買つて賣水場から水を購つて其の水を人夫が賣つて居るのでありますから其間に相當口錢を徴するのであります、場合に依りますと一弗二十仙位にもつくことがあります、決して専用栓より安いことはいけません

○山内令三郎君 第二十一條の第三種「民團及財團關係ノ給水」とありますが、此「財團」と云ふことは財團法人天津共益會と解釋致して宜いてせうか

○理事 (小栗盛太郎君)

御質問の御趣旨の通り財團法人共益會を指して居ります

○山内令三郎君 それでは此の單に財團と云ふ文字は何等か變更する必要があるだらうと思ひますが

○理事 (小栗盛太郎君)

之は二讀會の時に修正することに致します

○千葉初藏君 一寸お尋ね致しますが、水道會社と行政委員と何か密約でもあるのですか

○行政委員會副會長 (牧 尚一君)

何ですか、よく聞えませんが

○千葉初藏君 水道會社と行政委員と何か密約でもあるのですか、密約があるかないか

○行政委員會副會長 (牧 尚一君)

行政委員と水道會社と密約、そんなものは無論ありません

○千葉初藏君 水は上水にならんと云ふことを行政委員會は決議して居りますか

○行政委員會副會長 (牧 尚一君)

只今千葉議員のお質ねは私によく諒解致し兼ねますが

○千葉初藏君 水は上水にならんと云ふことを行政委員會は決議して居りますが本當ですか

○行政委員會副會長 (牧 尚一君)

水道の水ですか井戸の水ですか

○千葉初藏君 井戸の水は飲料水にならんと云ふことを決議して居りますが、ならんと云ふ説明を聞きたい

○行政委員會副會長 (牧 尚一君)

今行政委員會の記録を調べて見ます

○行政委員會長 (上野 謙君)

急に腹痛で一才此の席を外したいと思ひますが

○議長 (遠山猛雄君)

何ぞ一御質問はありませんか

○議長 (遠山猛雄君)

それは第二讀會に致したいと思ひますが、宜しうございますか (賛成)

第二讀會に移ります

○山内令三郎君 第二十一條、第三種の「民團及財團關係の給水」の中で財團と云ふのは財團法人天津共益會とすべきものだと思います、此の修正の動議を提出致します

○議長 (遠山猛雄君)

只今山内議員より第五章第二十一條第三種の所の「民團及財團關係の給水」と云ふ所の修正の動議がありました、財團と云ふのを何うするのですか

○山内令三郎君 「財團法人天津共益會」

○議長 (遠山猛雄君)

「財團」と云ふのを「財團法人天津共益會」と修すのです、山内議員の動議に御賛成の方はございいますか

○議長 (遠山猛雄君)

然らば山内議員の動議は成立致しました

○行政委員會副會長 (牧 尚一君)

(37) 一寸山内さんに申上げますが、財団法人天津共益會とするより寧ろ單に共益會でもよくないかと思ひます、其方が却て解り易くて宜い様ですが、之はこちらの誤植が訂正になつて居なかつた爲にそう云ふことになつたのでありますから、て名稱は單に共益會の三字に御訂正になつて頂きたいと思ひます ○山内令三郎君 私の意志は單に財團とありましては、本願寺だとか或は妙法寺等も財團と云へば云えるものと思はれますから、將來他から文句があらはしいかと思ふので此の修正案を出したのであります、要するに共益會と云ふことが明瞭に判るならばそれで私の考えは通るのでありまして、何ちられても宜しうございませう ○議長（遠山猛雄君） 修正の字句と致しまして、初り貴方の字句は「財団法人天津共益會」でありましたが今の御意見では單に共益會でも宜ろしいと云ふことであります、外に混同する憂がなければそれでも好い譯であります、初めの動議が成立して居りますから發案者からもう一遍新しい字句に就て賛成者を得たいと思ひます ○山内令三郎君 只今行政委員の方から單に共益會と云ふ文字では何うだらうかと云ふことでありますから、それは共益會と云ふ文字だけで他に混同する問題を惹起する虞れがないと云ふならば、その邊の御解釋次第で何ちられても好いのであります ○議長（遠山猛雄君） 貴方が發案者ですから、解釋は貴方から伺ひたいのです	(38) ○山内令三郎君 そこは行政委員會のお方で相談して何ちられても ○議長（遠山猛雄君） 何ちらにしますか ○山内令三郎君 之は共益會と改めることにしませう、それに御賛成願ひます （「讀成」と呼ぶ者あり） ○議長（遠山猛雄君） 初めの動議は發案者の山内議員がお取消になりまして、新に「共益會」と云ふことに之を修正すると云ふ動議がございますがそれに御賛成の方は（賛成の聲起る） 然らば第二十一條第三種を「民團及共益會關係の給水」に改めることに御異議ありませんか（異議ナシ）御異議ないものと認めます、外に御質問はありますか （「ナシ」「讀會省略」等呼ぶ者あり） 御質問なければ二讀會三讀會を省略して可決確定として差支ありませんか（異議ナシ）水道使用條例案可決確定 次は日程第四、工部費徵收條例中改正ノ件 ○理事（小栗盛太郎君） 私から御説明申上げます、此の工部費の徵收に就きましては中々此の實際の手續の上に於て不便な場合が極めて多いのであります、そののみならず例えば或る營業者が出來ると其の營業者に工部費を課するに使用家屋の賃賃價格を、之を何うしても標準とすることが出來ない場合が
---	---

(39) 多いのであります、賃賃價格が時價に比して非常に安く、又非常に賃賃價格が不當と云ふ場合が生じますので、其れ故に此度改正致しするものはさう云ふ賃賃價格が時價に比して不當なりと認むる時とか、又は例えば土地の事情即ち從來迄は非常に淋しかつた所でも、土地が非常に繁榮した爲に營業がすつと向上したと云ふ様な場合に於ては何うしても賃賃價格之を押通すと云ふ譯に参いらん、さう云ふ特別の事情の場合に於ては此の負担額を行政委員會で課金調査委員會の査定を経たものを決め様とした次第であります、尚さう云ふ實例に就きましては主任から詳しく申上げますが、大体今申上げました趣意から本案を提出した次第であります ○古田治四郎君 工部費は御承知の通り年々此れを負擔する希望者が減りつゝ、あるのであります、それは畢竟何處にあるかと云ふと選舉權がないからでございます、それに今度新に改正して工部費條例が云ふことが、今の理事の説明では何だかよく解らないのであります、もう少し判る様に説明願ひたいのですが、私は減つて行く工部費の條例を土地が繁榮するから變つて行く、それで改正する、之では何うも理由が薄弱じやないかと思ひます、もう少し其の点を明瞭に説明願ひたいと思ひます ○行政委員會副會長（牧 尚一君） 只今古田さんのお質に新たな改正と申しましたが現行法規を御覽になれば判りますが、二條の方では但書の中に「特別ノ事情アリト認ムルモノハ其負担額ニツキ本條ノ規定ニ據ラサルコトヲ得」云々云々を加え、第三條が第四條と入替りまして、三條には前のことがあるものでありますから「前條ノ住家又ハ使用家屋ノ賃賃月額並ニ徵收率」の次に但書のことを入れた一徵收率及	(40) 同條但書ノ賃賃價格又ハ負担額ハ課金調査委員會ノ査定若クハ認定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス」と云ふ之が入つたのみならず、別段大した理由は有つて居りません、今理事から申しました様に場所によりまして家賃額、營業等實際の状況が他に比較して不公平だと云ふ場合、何うも更長の方でもやり難いと云ふ点から出發して居るのであります、特別の事情ありと認めた場合之に據つて行ふと云ふ斯う云ふ精神に外ならないのであります ○古田治四郎君 此の但書に依ると工部費は大分意味が變つて了ひましたが、變ることは無論收入の關係からさう云ふことになるのだらうと思ひます、要するに從來は工部費は支那人の營業者に對してかけられたのだが、今度の範圍は矢張り支那人だけではありませんか ○行政委員會副會長（牧 尚一君） 無論さうです、此の條例を改正しても以前の通りであります ○古田治四郎君 尚念の爲め聞て置きますが日本人が工部費に替りたいと云ふ場合には行政委員會に於ては何う云ふ方針でありますか、選舉權を失つても宜いから營業税よりもこちらの方が安から工部費に入りたいと云ふ希望者がありましたら ○行政委員會副會長（牧 尚一君） 御參考迄に伺つて置きますが、仰有る様なことは豫期して居りません、あるまいと思つて居つて居り又只今迄の精神に依つて扱ふものと、私は思ひます ○古田治四郎君 序てにお伺ひ致します、無論入る宛があつたから斯う云ふ改正されたのでせうが、之に依つて収入は余程違ふのであります、其の差額は何れ位の見込ですか
---	---

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
未だそんなに充分にさう云ふ差額は調べて居りません、只不便でありますから直して貰ひたいと云ふ取扱者の意見で改正案を出したのであつて何れだけ収入が増しますかしないかと云ふことは未だ判然りは判りません、不便だ、尤もだと云ふ所でやつたのであります

○議長（遠山猛雄君）
御質問ございませんか（異議ナシ）
議會を省略して宜しうございますか、二讀會三讀會を省略して可決確定を致しますが（「異議ナシ」「賛成」の聲起る）
工巡費徴收條例中改正の件可決確定、次は
日程第五、住吉街町箇所及伏見街汚物集捨所建物取毀ノ件
之を議題に致します

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
理由はそこに書いてある理由でございますから御賛成を願ひます（賛成）

○議長（遠山猛雄君）
御異議ございませんか（異議ナシ）御異議ございませんならば議會を省略して可決に致したいと思ひます（異議ナシ）
では可決確定、次は日程第六、第七、第八、を一括して議題に上したいと思ひます

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
別段之も簡單なものでありますから説明はございません、理由書の通りであります

○議長（遠山猛雄君）
御質問ございませんか（ナシ）
御質問ございませんければ第六、第七、第八は議會省略可決確定に致しますが（異議ナシ）では次に日程第九、第十を議題に上しますが異議ありませんか
第九、第十を議題に致します

○理事（小栗盛太郎君）
昭和九年度の居留民團の歳入歳出總豫算に就きまして大体の説明を申し上げます、本年度の豫算は歳入に在りては經常部六拾九萬九千五百五拾五弗、臨時部貳拾四萬七千七百參拾九弗六拾五仙、合計九拾四萬六千六百九拾四弗六拾四仙、歳出に在りては經常部五拾六萬七千貳百六拾五仙、臨時部參拾七萬九千四百八拾八弗、合計九拾四萬六千六百九拾四弗六拾五仙であります、然るに歳入に在りては現下實際の情況により査定したるもの、外、臨時部に於て繰越金拾壹萬弗、特別會計共立學校増築費繰入金貳萬貳千百參拾九弗六拾五仙、合計拾參萬貳千百參拾九弗六拾五仙を以てするも尙予期したる歳出額に對し不足するを以て、歳出に於ては新規事業は緊急已むを得ざるもの、外は一切之を繰延べすること、致したのみならず、各般の經費に涉りては努めて節約緊縮して、以て歳入との均衡を得せしめたる次第であります、それから經常部の整備費

中被服費に於て相當の減額を示して居ります、此の中特に申上げるとは、此中千貳百貳拾四弗は、之は從來巡捕用として使用して來ました皮靴に代るにゴム底足袋を應用したる爲めでありまして、即ちゴム底足袋は價格着しく低廉なりしに由るのであります、右のゴム底足袋は用途に於ても耐久力に於ても、試験の結果相當の成績を見たるを以て之を採用したる次第であります其以外に特に御説明を加へる程のこともございませんが、尙御質問がございますれば申上げること、致します

○議長（遠山猛雄君）
本案全体に就て御質問はありませんか

○千葉初藏君 一寸會長に伺ひたいと思ひます民團に購買主任と云ふ名目はありませんか

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
購買主任と申しますと………

○千葉初藏君 何う云ふ風に總ての物を買つて居るのですか

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
會計の方でやつて居ります

○千葉初藏君 言ふたら言ふた通り買ふのであります

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
よく判りませんが………

○千葉初藏君 三四年前てありますが、民團は全て物を高く買ふ、何でも要らん金を使ふ、それは購買主任がないから可かんのて、現在私は、此前民團は七百拾圓の豫算がありましたが、私が買ふと四百五拾圓で買ひました、それから又街路、其他何でも高く買ふ………

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
貴方の仰有るのは何ですか

○千葉初藏君 仰箇であります、此前も私が申上げましたが、四五年になります

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
覺えませんが仰有る趣旨がよく判らないのですが
（「進行願ヒマス」と呼ぶ者あり）

○千葉初藏君 此前、四年程前主張しましたが、今でもありますが民團で百六拾圓したもののが、私が買ひましたら二拾五圓で買ひました、現在街路樹にしても千本四百五拾圓で買ひました、全て民團が買ふものは高い、購買主任が居らんから皆行政委員がそこを一つしかりしてやつて行かん………
（「簡單々々」と呼ぶ者あり）

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
大体判りました、要するに民團では購買主任と云ふものがないから物を買ふ時に高く買ふことになる、今後安く買ふ様にと云ふことですね………

○議長（遠山猛雄君）
一寸御注意申しますが、自由に問答なされると速記者が困りますから議長の許しを得てからし

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
未だそんなに充分にさう云ふ差額は調べて居りません、只不便でありますから直して貰ひたいと云ふ取扱者の意見で改正案を出したのであつて何れだけ収入が増しますかしないかと云ふことは未だ判然りは判りません、不便だ、尤もだと云ふ所でやつたのであります

○議長（遠山猛雄君）
御質問ございませんか（異議ナシ）
議會を省略して宜しうございますか、二讀會三讀會を省略して可決確定を致しますが（「異議ナシ」「賛成」の聲起る）
工巡費徴收條例中改正の件可決確定、次は
日程第五、住吉街町箇所及伏見街汚物集捨所建物取毀ノ件
之を議題に致します

○行政委員會副會長（牧 尚一君）
理由はそこに書いてある理由でございますから御賛成を願ひます（賛成）

○議長（遠山猛雄君）
御異議ございませんか（異議ナシ）御異議ございませんならば議會を省略して可決に致したいと思ひます（異議ナシ）
では可決確定、次は日程第六、第七、第八、を一括して議題に上したいと思ひます

(45)

て頂きたい。
○鑑治一郎君 先程上野會長の御説明の事務報告で略々判りましたのでございすが、開口の
御簡所を修理したいと云ふ意志はあるが相當の金高になる、相當金は掛るが必ずしなければなら
ないのだから、或は臨時民會でも開いてと云ふ御意見はよく解つて居りますが、それはそれ
として大体あの土地を買入れて碼頭を拵へる、あれを完成させると云ふことは決して、民團と
しては一定不變、變つて居ないこと、思ひます、然るに福島街から以北の山口街及開口大街の
あの道路は道路と云ふのが泥海と云ふのが、雨が降つた時には泥が一はいて、三寸も四寸も泥
で埋つて居りますし、全く泥海で非常に道が悪いのであります、山口街の向ふの恩園の地價も高
くなつて居りますし、完全なる道路は上野會長のお話の様に土地を買はなければならぬし御
尤もであります、一時的に修理すると云ふ御方針は出来ないのでせうか、今の儘では余りに
非道いと思ひます、殊にあの埠頭を一定不變でやると云ふ御方針ならば、住吉街の方も結構
であります、前の正金の支店長の草刈氏の言つた通り、天津は貿易の中心になつて居るので
あるから此の道路よりは先にやつて頂きたい、それも金高が大いものならば別ですが精々一萬
圓もあれば一時的の道路はやつて行ける、非常に結構なこと、思ふ、又營業者の關係も非常に喜
ぶだらうと思ひます、何とか繰合せて出来ぬものでせうか
○行政委員會長(上野 壽君)
御尤もです、あその道路の悪いことは行政委員會でも夙に認めて居りまして何とかしたいと
考へて居りますが、御承知の通り彼處の道路を本當に築造しますには、四十尺だけ敷地を買上

(46)

げなければなりません、既に民團で買つて居る所もあります共、未だ何うしても十二、三
萬圓掛る豫算です、それには一寸最前も申上げました通り、道路をやる前に御簡所を移轉しな
ければならぬ、道路を擴張して本當の道路を拵へると道路の真中に出つ張つて出来る譯であ
ります、さうすると何うしても先決問題として移轉しなければなりません、民團では移轉に就
ては今、最前も申上げた通り豫算も設計も充分に出来ましたならば是非やりたいと云ふ考え
を有つて居ります、それを先にやつてさうして道路と云ふ段になります、それでそれから本當に
やるのは中々大變ですが、よく調べまして一時的に、此先もやつたのであります、あんな様
なことでもして、余り交通の妨げにならない様に研究して見ませう、よく判つては居ります
が今申上げた様な次第で色々やらなければならぬことがあり、非常に金を要するので途未だ
そこ迄手が届きませんので、一時的ならば何とか研究して見ませう
○平井久一君 明年度、即ち九年度の歳入出總豫算、特別會計全部を通覽致しますに、特別の御
施設もない様に、當り前のことを當り前におやりになつて居る様に思ひます、又質問も大抵御
在んすまいと思ひますから、此儘の豫會にして置きまして、十五名の委員をお願いして、行政
委員と共に其委員に附托して頂きたいと思ひます(賛成)
○議長(遠山猛雄君)
只今平井議員より此日程第九及第十の議案を十五名の審査委員に附托の動議が出ました、御賛
成下さいますか(賛成の聲起る)
それでは第一續會の儘として置きまして、十五名の審査委員に附托することにしますが、何う

(47)

云ふ方法に致しますか
○平井久一君 議長指名
○議長(遠山猛雄君)
それでは私から審査委員にお願ひする方の名前を申上げます
田後村次君 赤山今朝治君 松本京作君 金山作次郎君
木下秀良君 鑑治一郎君 郡 茂行君 稻田龜治君
松尾豊實君 原田萬造君 佐々木敏丸君 武内進三君
平井久一君 大野 榮君 田中端太郎君
以上十五名の方にお願ひ致します
尚御多用中御足勞ですが、審査委員のお方は明二十四日午後一時より民團會議室に於て委員會
を開きますから何うか
それでは今日は之で閉會に致します、尚明日本會議は午後八時正刻に開會致しますから左様に
御承知願ひます(拍手)
午後十一時十五分開會

(48)

昭和九年三月二十四日 於公會堂
第二十七次居留民會通常會議事速記録

第三日

議事日程

第一、昭和九年度居留民團歳入出總豫算案(第一讀會續キ)
第二、昭和九年度特別會計減債基金歳入出豫算案(第一讀會續キ)

出席議員(三十四名)

牧 高 一	上 野 壽	山 田 榮 治	佐々木敏丸
岡 本 久 雄	眞 藤 葉 生	鷺 田 小 平 治	堀 谷 信 治
武 内 進 三	山 内 令 三 郎	平 井 久 一	木 下 秀 良
鑑 治 一郎	郡 茂 行	植 前 香	金 山 作 次 郎
黒 川 重 幸	橋 本 磯 太	山 尾 市 二 郎	宮 武 德 次 郎
大 内 重 專	高 橋 眞 美	吉 田 房 次 郎	佐々木清一

(50)

(49)

昨日議長の御指名の下に、本日審査委員は行政委員と會議室に於きまして、本案に付きまして慎重審議討論及審査致しました、其結果を只今御報告致します、審査委員會に於きましては逐條詳細に涉りまして、精密なる慎重審査の結果全体を通して適當なるものと認めまして、且は現行政委員諸君の誠意を信頼致しまして、何等本案に對しまして修正を加ふる所なく、丸呑みに全部承認致しました次第であります、只今より比較的金額の大なるもの及實議の起りましたことに付きまして簡單に説明を申し上げます、歳出の部から始めまして、豫算案の第六頁にあります第一款事務所費、第一項の修繕手當、此増額が一千五百七拾六弗、之は自然増給になつて居ります、第三項物品費、之は療病院に備付てあります自動車非常に悪いので使用に耐えませんが、現在租界局の方で使つて居る自動車を向ふに廻はしまして、さうして民團の方で新しく一台を購入する、その購入費が大體なのであります、四千九百七拾弗の増額を示して居ります、第九項の公告料、之は七百二拾弗増え居りますが、年來天津日報並に京津日々新聞社に公告がござい、其公告料が數年來増額を要求されて居りましたが、民團の財政がそれを許しませんでしたので今日迄延ばして居りましたが、本九年度から何うにか辻褄が合ひさうだからして、之に對して増額を致しませうと云ふので、斯う云ふ七百二拾弗増額を示して居ります、それから第三款義勇隊、千八百弗の増額になつて居りますが、之は今迄の訓練方法をもう少し進めまして、行軍の様なものを許るせば塘沽方面に行ひまして、實際の場合に適した訓練を施すと云ふことの目的が一つと、それから在來使つて居ります外被が甚だ活動に不十分ならしめる、又不活潑に感ずると云ふ様な見地からして、實際に照してさう考えられますので、丁度青

○會長 上野 壽
牧 尚一
鹽谷 信治
午後八時二十分開會
○議長(遠山猛雄君)
只今の出席議員數三十三名でございます、法定の數に達しましたから之より開會致します、昨日一讀會の儘で中止になつて居りました、日程第一の昭和九年度居留民會入出總豫算案と日程第二の昭和九年度特別會計減債基金歲入出豫算案、此の二つ一括して一讀會を繼續致します昨日決議によりまして審査委員に附託されてあつたのであります、本日午後一時より十五名の審査委員の中で萬已むを得ざる方がございまして十名御出席下さいまして熱心に審査致された結果を只今審査委員長の平井君から御報告申上げる手配になつて居ります、何うぞ暫く御静聽を願ひます
○平井久一君 登壇

稻田 龜治	龜澤 省朗	大田 万吉	田中 錦太郎
川口 泰	原田 萬造	遠山 猛雄	根木 鐵次
大野 榮	太田 岩吉		

出席行政委員(九名)

○會長 上野 壽	岡本 久雄	山田 榮治	植前 香
牧 尚一	龜澤 省朗	眞藤 葉生	大内 專
鹽谷 信治			

(52)

(51)

之だけ水を餘計に仕入れなければならないと云ふことに歸着しました、第七款給水工事費、第一項量水器費、一千三百八拾五弗の減額を示して居りますが、之は買入れますのに爲替が下落致しましたのと、購入の數が減じた結果でございます、それから第八款埠頭費、埠頭費に於きまして三千三弗の増額を示して居ります、その中の主なるものは第六項の曳船費増であります、東興との契約に依りまして入航船に小蒸氣を付けることになつて居ります、此小蒸氣の費用が東興と折半致しまして六ヶ月の間に二千五百弗掛るだらうと云ふのでござい、第九款衛生費、七千六百六拾四弗の増額を示して居りますが、之は其中第一項の俸給手當、こゝに於きまして二千九百九拾五弗の増額を示して居りますが、之は技師及書記一名増員の結果でございます、第三項宿舍料一千三百八拾弗の増額は技師及書記が雇へましたのでそれから對する宿舍の費用が増額を持來したのであります、それから第八項藥品費、二千六百弗増額して居ります、此中で主なるものは治療藥品でございます、二千四百弗掛ります、之は療病院の診療の成績が良い爲めに患者數が自然増加致しました結果藥品がそれだけ要りますのと、二百弗は消毒藥の費用でございます、第十款保淨費、三千六百六拾五弗の減額になつて居ります、主なる減額は第三項器具費、之は自動車破損の爲めに使用に耐えませんでしたので一台購入することになりましたが、爲替が安いので買入價格が下つて居ります、それと其外の入入れ代が安くなり、また、エンヂンを昨年度は買ひましたがそれは本年は買ふ必要がない、それで二千二百八拾六弗の減額を示して居ります、消耗品費の二千七百七弗の減額は保淨課で運轉を致します自動車のガソリンの代が下つた爲めに之だけ減つたのであります、第十三款雜支出、一千弗の増額を示

年訓練の使用して居ります様、あ、云ふ服を軍の特別な配座の下に三百着備付けやうと云ふ薪調費が千弗計上されて居ります、之亦已むを得ざる當然のことであらうと云ふことに歸着しまして承認された譯であります、第四款警備費、三千六百七拾五弗の減額でございますが此中で俸給手當が一千七百九拾弗の増額を示して居ります、之は他租界に比べまして、日本租界の巡捕の給料が非常に安い、だからして外國租界並みに引上げなければならぬと云ふことが、年代の民團當局の目的であります、さう急に上げる譯にも民團の財政が参りませんので俸給の高い人が罷めて其代りに下の方を補助すると云ふ様な方針を警察の方に採つて頂きまして、平均額は約十八弗になつて居ります、こゝに備考欄に明細が書いてござい、八頁に入りまして土木の第一項俸給手當、之は昨年は技師が一名居りましたが欠員になり、それを本九年度に於きまして一名を増員すると云ふ計畫の下に増加して居りますのと、自然増給の結果でございます、それから第六項修繕費、之はアスファルトの道路の路面を相當距離を補修して居ります、一萬七千六百坪になつて居ります、それからコールド補修路の補修の買入れ代金でございます、コールドは爲替の關係から割合に安く買入れられますが、路面が廣がつて居るので之だけ増え居る譯であります、第六款水道費、第一項俸給手當、一千四百三十七弗、之が自然増給でございます、第五項の水代二千弗増額は租界内の家屋の雇へました結果、

(54)

(53)

して居りますが、之は陸海軍の軍人の駐屯数が増加致しました關係に依りまして、歡迎の費用を千弗余計に見積つたと云ふことに歸着するものであります。第十四款警備費、之は問題ありません、臨時部に移りまして土木費、租界の道路の完成は毎年熱心に保護者からの御要求もあり、成る可く御意志を徹底されたと云ふ行政委員の御意見の下に、今年度は備考欄に書いてあります様に擴張をやることになりました、之以外に山口街の假道路を、碼頭が完全に使用されると云ふことを矢張り希望して居るに拘らず、バンドの道路が未完成であるならば完全に使用されると云ふことに對して差支えがありはしないかと云ふ話がありました。が、假道路として豫算の範圍内で當座の使用に耐え得るものを拵えようと云ふ行政委員の御意見でありまして、之は其儘に致しました。第三款團費、之は御説明申し上げる迄もないと思ひます。第六款衛生費、三千三百〇二弗の増額を示して居りますが、此内主なるものは三千三百三十弗の第二項器具費の増額でございます。之は療病院が増築されますに伴ひまして諸器具の費用と、電気療室の設備、電気治療器の購入費が各々千弗づつ、の豫算が計上されて居ります。此の器具費は尚より多く掛つて居りますのでありますが、一休療病院其物が共益會の方に屬して居るものとすれば共益會で買ふのが本當じやないかと云ふ様なお話もありました。さうですが、器具は一般の衛生にも使用されると云ふことで、器具費の中千五百弗は共益會の方から支出を仰ぎまして、残りは民團が負担することになつて居ります。第七款汚水處分場築造費、之は繼續事業でございますから問題ありません、それで歳出の方は終りました、尚歳出の方に於きまして千葉議員が御出席になつて居りません様ですが、昨日御注意がありました千葉議員

の御注意に依りまして、行政委員會に對しまして物品を購入する場合には高い物を買はないやうにと云ふことを審査委員會は希望して置きましたから御承諾願ひます、歳入に於きましては別段御説明を申し上げます程のことと御存じなさいと存じますが、若しございましたら當局から御返事致します、御質問願ひます、私の報告は之で終ります

○議長（遠山猛雄君）

御質問がございましたら何うか

○宮武徳次郎君 此の歳出の中で第四款の警備費に付て、警備費は主にも交通整理に要するものと思ふて居りますが、交通整理に關聯致しまして一寸質問を致します、過る大正九年に故西村議員が常盤街の道路を福島街迄貫通することを建議致しました際に、殆んど満場一致で可決されたのであります、然るに其後五六年を経過致しまして何等實現されなものでありますから、大正十五年に再び故西村議員が論議されました、それから今日迄三十四年間屢々通商民會臨時民會に於て論議されましたが今日迄實現されて居りません、充分記憶に存して居りませんが、私も此事に付ては二三回質問したことがございます、又現橋本議員からも質問されたことがございます、一番終ひの際でありましたと思ひますが、共立醫院が其當時旭街にありまして、早晩之は何處かに移轉するものである、移轉すれば其移轉後に於て早速何とかしやうと云ふ様な御回答を、時の誰方でありましたか行政委員長から答辯があつた様に記憶して居ります、然るに最早共立醫院は福島街に移轉致しまして兩三年を経過致して居る今日、未だ此實現が出来ないのであります、此の常盤街が福島街に貫通することは僅かの距離でありまして、僅かに吾妻街から福

(56)

(55)

島街迄であります、然乍ら租界の交通の中心點でありまして、旭街の中原公司、郵便局前の如きは實に交通の頻繁な所でございます、若し之が貫通致しますれば旭街を通行する人は其幾部分は必ず常盤街を通行するだらうと思ひます、でありますから之は最早共立醫院が移轉した今日何も躊躇する必要はないだらうと思ひます、是非貫通を速やかにして頂きたい、請に十年一昔と云ふことがありますが、既に三十四年経過した今日、民會で可決確定された其民意を尊重せんと云ふことは民會の權威に係ると思ふのであります、之を實現される意志があるかないか、現行政委員長にお伺ひ致します

○行政委員長（上野 壽君）

只今のお話は民會に建議があつてそれがパスして居ることは御説の通りであります、共立病院が移轉したればあれを聞通すると云ふことは、其當時の行政委員會でも考へて居たのですが、實はあれは貫通するには彼處の地所家屋を買上げなければならぬと云ふことになりましたので、持主は建物會社でありますので建物會社にお話致しました所が、近々に共立病院の跡は、あの家は改築するつもりである、其際に同時に彼處は開通して欲しい、さうすれば雙方共便利である暫く待つて貰ひたいと云ふお話でありまして、成る程彼處は僅かな距離でありますから大した金も要しませんでした、土地を買上げ、家屋を買上げ、其費用を近傍の受益者に振當る、乃至は道路を築造すると云ふことは可なり面倒もあることとあります、然るに建物會社でさう云ふ御計議であれば幸ひであるから、それなら暫く待たうと云ふことで居りました、所が間もなく御承知の天津事變と云ふものがあつた、其後續いて安定しない爲めに適當なる、建物會社の

お考も定まりませんのか、其儘改築も出来ませんので、從つて道路の開通も遅れて居る譯であります、勿論彼處を開通しなければ非常に不便があると云ふならば又それは萬難を排してやらなければならぬのであります、只今の所あの近傍に住つて居る人は住宅が多いのであります、住宅が多ければ其結果として、之は全部とは申しませんが住宅に住つて居る人は交通が頻繁なことは寧ろ歓迎しない、子供があれは狭い所に自動車を通るとか、チヨウビーが盛に通るとか云ふことになると住居としては余り喜ぶことはないと思ふ様なことも見えて、ちよいと私共はあの邊に住つて居る方に聞いて見るとさう至急に開通して貰はなくとも宜いと云ふ様な人も中にはあります、喜ばる人も又あると云ふ様な事情もあつても、然し民會に通過して居る以上は是非早晩やらなければならぬことであるし、又道路として吾妻街迄行つて僅かな所を築いて置くことと云ふことは體裁上からも、交通上からも宜敷くないから是非開通しなければならぬのですが前申上げた様な事情もあるものだから、遂今日迄延びて居るのであります、從つて今日迄行政委員會の方で何時やらうと云ふ所までは未だ協議が進んで居らない次第であります

○宮武徳次郎君 幸ひ此所には建物會社の支店長の牧さんもお見えになつて居ります、最近支店長會議で上京されたさうで、一二三年前にも問題になつたこととありますから、定めし本社の方でもお話があつたらうと思像致しますから、一つ支店長の牧さんに何時頃開通なさるか、此邊を會長からお伺ひになつて其御回答を俟つて、凡そ何時頃やると云ふことの御回答を只今此の席上に於て出来れば結構と思ひます

(58) ○行政委員長(上野 壽君) 今此席上と云ふ譯に御登りませんが、然乍ら此豫算も之で略確定して居りますし、又建物會社もさう何時迄もあの儘にして置かれて利益が上らんと云ふことも會社としては苦痛のことと思ひますから、遠からず改築されること、思ひます、其際に開通したならば一番都合が宜かないかと思つて居ります ○宮武徳次郎君 それでは希望として申上げて置きますが、成る可く早く實現されんことを希望致します、之で質問は打ち切ります ○行政委員長(上野 壽君) 承知致しました ○議長(遠山猛雄君) 外かに御質問がございすれば何うか (「ナシ」「議會省略」等呼ぶものあり) 御質問もございせん様ですから議會を省略して可決確定と認めて宜しうございませうか (「賛成」「異議ナシ」の聲起る) ○高橋眞美君 現行政委員會に於かしましては連日御多忙の所昭和九年度の豫算案編成せられ又今日は御多忙中の所を審査委員會に於きまして審査を完了せられましたことは、本議員は非常に感謝して居るのでございませう、本議員は此の豫算案に付ては全部賛成するものでございませうが、私は一二希望條件があることを御承知願ひたいのであります、第一に第二十六普通民會に於きまして、時の岸田行政委員長は、鍛冶議員より警備費補助問題に付きまして質問がありました時に、菊田會長の答辯の速記録を讀みますと、松隈事務官と會見した時の其報告の終りに於きまして「其ノ事ハ早速ニハオ伺ヒスル事ハ出来ナイト存シマシテ、將來ヲ觀ンデオ分レシタノミデアリマス、然シ觀ンダ以上ハ今後共、此目的ノ達成セラレン限リ、此ノ事ヲバ希望シツ、之ニ邁進シテ行カウト考エテ居ルノデアリマス」と御返事になつて居ります、昭和八年度の民團事務報告書を見ますと、行政委員會に於きましては此の諸問題に付て何等努力せられたと云ふ様な風がない様に私は考えられるのであります、最早や第二議會が済みまして第三議會に入つて居る今、何んな努力をせられたかと云ふ質問をするのであります、少く共本民會に於て行政委員長が民會議員に約束し、又居留民に約束した以上は、尙一層の努力を以て盡力せられんことを希望する次第であります、第二に原田議員より製氷會社のことに付きまして質問がございました、昨年の第二十六居留民會に於きましても森川議員より製氷會社のことに付て質問がございました、少く共民會が多數の金を出して關係して居る會社である以上は、昨日の上野會長の御回答の如き、案は出したが具體的には未だ考へて居ないと云ふ様な、事實色々な事情もありませうが、そんな不熱心なことでは此製氷會社の問題は少く共解決は出來ないと思ひます、幸ひ今度は好漢補前行政委員が監査役になられたことであります、少く共もつと具體的に、充分に民會議員に對して説明が出来る様に、來年度からは少く共配當位出來る様に、まあ出來ないとしても根本的に何所に故障があるかそれを見究はめて欲しい、此の	(57) 二つの條件を希望として申上げて此の豫算案には賛成するものでございませう ○行政委員長(上野 壽君) 只今高橋議員から御報告の點は誠に御尤もな點なんであります、私共行政委員としては詳んで今の御報告を拜聴致しますが、仰言る様にウツちやらかしては少しもないのであります、製氷會社に對しては先日一寸事務報告の際に申上げて置きましたが、具體的な案がないじやないかと云ふことであります、實は具體的な案はチヤンと拵へて交付してあります、此の案に依つて若し實行するならば少く共多少の利益は上ることは出来るだらうと云ふ目的で案はちやんと出來て居るのであります、然し昨日も申上げた通り遺憾ながら此席では此案を申上げることが出來ないと云ふことは私共も遺憾に存じますが、周囲の事情があつて未だ明かに其案を申上げる時期に達して居りません、案は具體的に出來て居ります、それから警備費のことですが、此事は當民團としては非常な負担であつて、年々外務省にお願ひして全額なり、若し出來なければせめて半額でもと云ふことで、之迄も口頭を以てお願ひし、或は書面を以て上申もしてありますが、何うも之は非常に困難な問題でありまして、何か一つ方法を考へなければ、民團としても此儘行けば他の施設が非常に遅れてしまふ、警備費の爲めに他の租界の重要な施設が遅れて來ると云ふことは、現行政委員も皆痛切に感じて居ります、従つて之に對して種々対策致して居りまして多少は見込み着いて居るのであります、本年度内に於て其の實績が上るだらうと私は信じて居ります、之も遺憾ながら此先を申上げることが出來ないので、事務報告にないから此のことは研究しなかつた譯ではございせん、忘れて居たのも何でもないが、少し申上				
(60) ○議長(遠山猛雄君) 日程第一、第二を可決確定と致しますが宜しうございませうか(「異議ナシ」の聲起る) 今期の議案は之を以て終りを告げました、之より會議の成績報告を書記をして朗讀致します ○楠本健太君 終りに臨みまして一言、神館の大火は洵にお氣の毒な次第であります、此の難事に對して見舞電報又は慰問金品に關して行政委員各位に於かれては御考慮のこと、は思ひますが、充分に審議されました遺憾なき様致されんことを希望する次第であります ○行政委員長(上野 壽君) 只今の事はよく心得ました、最近の行政委員會で審議して善處する積りであります、左様に御承知置き願ひます ○村田書記 今次の通常民會の成績を申上げます 昭和九年第二十七次居留民會通常會成績 昭和九年三月二十二日より二十四日に至る會期三日間に於ける第二十七次居留民會通常會成績 左の如し <table><tr><td>一、會議</td><td>三 回</td></tr><tr><td>二、本會議</td><td>二 回</td></tr></table>	一、會議	三 回	二、本會議	二 回	(59)
一、會議	三 回				
二、本會議	二 回				

(61)	
審査委員会	
二、決 議	一 回
第一、昭和七年度居留民団歳入出決算承認ノ件	承 認
第二、昭和七年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件	承 認
第三、水道使用條例案	修正可決
第四、工巡費徴収條例中改正ノ件	可 決
第五、住吉街御前所及伏見街舊汚物集積所建物取毀ノ件	可 決
第六、天津共立學校増築費積立金特別會計條例廢止ノ件	可 決
第七、天津共立學校増築費積立金一般會計ニ繰入ノ件	可 決
第八、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件	承 認
第九、昭和九年度居留民団歳入出決算案	可 決
第十、昭和九年度特別會計減価基金歳入出決算案	可 決
議 案	十 件
内 承 認	三 件
原案可決	六 件
修正可決	一 件
以上	

(62)

○議長（遠山猛雄君）
之て全部今次の民會を終りました、閉會に當りまして一言御挨拶申し上げたいと存します
民會議員各位に於かれましては、會期中御熱心に議事を審議されまして、好く時局を認識され
殊に萬般の信頼を當事者に拂ひ、議事の進行に、而もスピードアップの超能率を上げられたこ
とは、民團行政の進歩を事實に語るものでありまして、御同様に欣幸に堪えざる次第に存じ
ます、殊に會長始め各行政委員各位、小栗理事、各吏員各位には連日の御勉強振りが此際報ひ
られまして、殆んど御提案の全部が僅かに字句の修正一個所を見ただけで悉く通過したと云ふ
ことは、所謂『用兵の妙は待あるを頼むにあり』即ち戦はずして勝つたのであつて、日頃の御
勤務振りが完全に報ひられたものであります、さぞ御満足のこと、御喜び申し上げたいと思ふの
であります、監督官に於かれましては、會期中特に御多忙なる公務を差押つて、最後迄御
臨席を下さいましたことは、民團行政に多大の關心を持たれたる現はれてであると拜し、居留民一
同深く感謝する次第であります、栗原總領事の招集の際に、和氣諸々の裡に議事の進行を計つ
て欲しい、重ねて非常時を認識し、私情を去つて何事も大局に即して租界本位、和衷協力、慎
重審議せられんことを期待致しますと云ふ御心情は私共御察しすることは出来るのであります
が然し此の兩日に涉りまして、親しく會議を監督せられ、それが完く杞憂に了つたと云ふことは
意外の御満足を買はれたこと、存じます、天津居留民と雖も、時局に、乃至は民團自體の昨今
の對内、對外の環境に處して、必しも沒業漢の衆にあらざることを事實を以て説明し得たもの

(63)

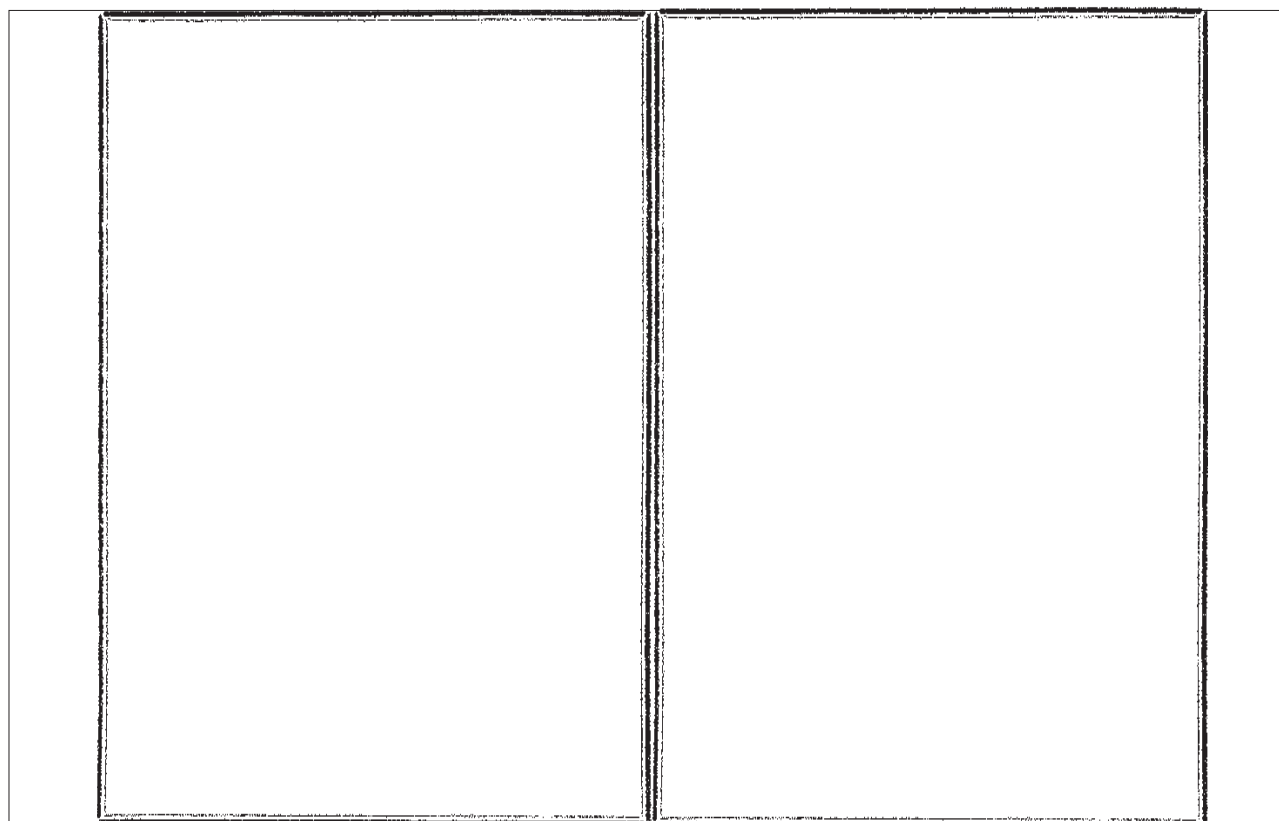
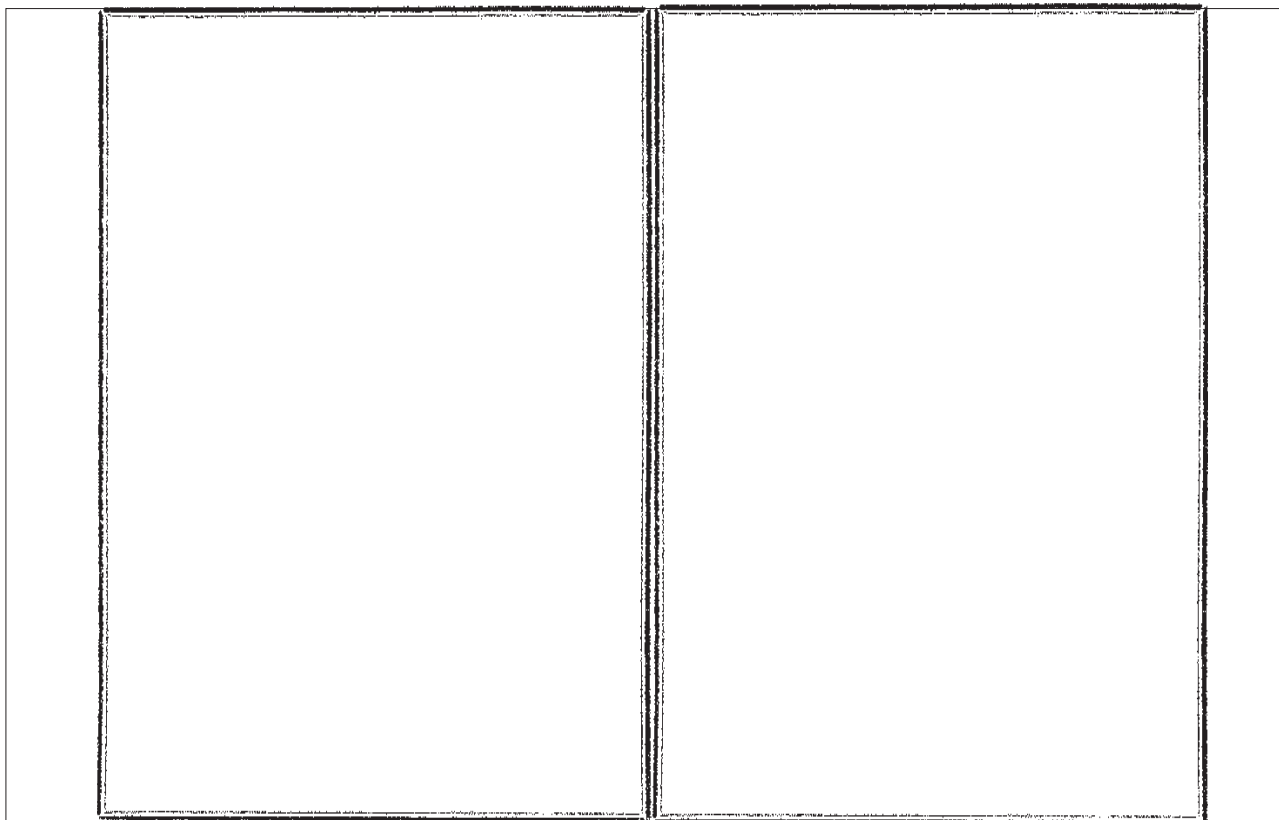
と、敢て斷じ、敢て御安心を希ふものであります、若し其れ、此の上に居留民團に風波ありと
するならば、それは何時も、何れの土地にも絶えざる所の、所謂謠言常習犯者の行爲か、然ら
ずんば、當然風波の起る可き低壓帯が何れかに實在するものであることを適確に認識して、將
來共居留民團の爲めに奮勵されんことを、此際一言希望して置きたいのであります、總括して
民會議員各位並に栗原總領事閣下を始め監督官各位に對して、會期中の御苦勞を深く感謝する
次第でございます、尚終りに臨みまして私としては各位の驥尾に附しまして、初めての議長職
を無事に、お蔭様で大過なく務めさせて頂きましたことを、之を諸君の御同情、御厚意に依る
ものと重ねて篤く感謝する次第でございます、之を以て閉會の際に持へます（拍手）
恒例に依りまして監督官より閉會の詞がございますから暫く御静聴願ひます
○栗原總領事（登壇 拍手）
私の言はんとする所は先程議長から適切に言ひ現はせられて居りますから、重ねて申すことも
ないのであります、私としては當地に來任致しまして初めての民會が、斯くの如く平和に
又各位が極めて眞摯に、熱心に審議せられ、最初に希望した所の和氣諸々裡に本會議を終る
ことの出来たことに就きまして、衷心から欣びに堪えざる所でございます、最初甚だ迂闊な失
念を致しまして諸君に御迷惑を掛けたにも拘らず、諸君の御協力に依つて一日空費したことも
償ふて餘りあるスピードを以てこゝに終りを告げたことを一層私には感激深く思はれる所であ
ります、諸君、誠に御苦勞様でありました之を以て閉會の詞と致します（拍手）
○吉田房次郎君（席を離れて）
誠に御苦勞様でありました之を以て閉會の詞と致します（拍手）

(64)

只今遠山議長からお話になりましたから別に詳しくは申し上げませんが、要するに通常民會で僅
か二日にして凡ての議案を議了したと云ふことは天津の民會始つて以來ないこととあります、
之は一つの民會の進歩だらうと思ひます、誠に之は好現象がこに行はれて來たと云ふこと
を私は喜ぶ次第であります、それで要するに之は非常時であることと云ふことが一般の頭にあると
云ふ結果だらうと思ひます、然し今後何うか斯う云ふ風に進む様に、一日か二日位で済む様に
私は希望するものであります、余り澤山申述べませんが、此民會が斯く無事に、平和に結了した
と云ふことは、監督官廳の指導宜しきを得たものと思ひます、連日の御出席の總領事始の
監督官廳に感謝致します、行政委員長及行政委員諸君が此の豫算案を提出するに當り、非常
に熱心に、議論の餘地が無い様に、充分に研究せられ全ての議案を提出になつた、之には非常
な御心勞があつたと思ひます、尚今後此の豫算を實現なさる上に、行政委員諸君萬事宜敷く此
の機會にお願ひし、感謝の意を表します、それから理事以下吏員其他の方が、總て行政委員の
仕事を御助けになつて、此の様な好い結果を得ました御心勞之又感謝致します、それから終り
に臨みまして、遠山議長は御病氣であつたに拘らず、連日議場の整理に當られまして、斯く僅
かに二日の期間に於きまして、全ての議案を議了すると云ふ様な成績を上げられましたことは
、誠に之は御努力の結果と感謝致します、甚だ單簡でございますが、一寸御挨拶申し上げます
（拍手）
○議長（遠山猛雄君）
之を以て閉會と致します（拍手）
午後九時二十分閉會

[illegible]

[illegible]



昭和九年第二十七次居留民會通常會要錄

一、議 員 五十九名 (定員六十名)
一、會 期 三 日 (昭和九年三月廿二日より廿四日ニ至ル)
一、會 場 公會堂
一、議長及會議係

議 長	遠 山 猛 雄
副 議 長	山 内 令 三 郎
理 事	小 栗 盛 太 郎
書 記	村 田 秀
連 記	石 川 謙 一 郎
全 體	山 下 圭 子

